

淀川水系流域委員会 第23回淀川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員 田中真澄委員 塚本委員 原田委員 楨村委員 和田委員

日 時：平成15年10月13日(月)10:00～13:40

場 所：大阪会館 Aホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第 23 回の淀川部会を開催させて頂きたいと思ひます。

司会進行は庶務を担当いたしております三菱総合研究所で務めさせて頂きます。私、関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は雨の中、休日にもかかわらず多数ご出席頂きまして、まことにありがとうございます。審議に入る前に幾つかの確認とお願ひをさせて頂きたいと思ひます。

まず、資料の確認です。「発言にあたっての願ひ」、黄緑色の紙です。それから、本日の議事次第です。資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」です。

それから資料 2-1-1「整備内容シート (淀川関連部分) に関する意見とりまとめ案」、こちらは A4 の横となっています。こちらの方は基礎原案の整備内容シートに関して皆さまから頂いた意見につきまして、淀川に関連する事業と申しますが、その整備内容シートについてとりまとめを行っています。それぞれのシート番号に対して 1 つの意見を集約するというような形でして、こちらのもととなりましたのが資料 2-1-2、ちょっと分厚くなっていますが、A4 横の資料です。こちらの方はそれぞれの淀川関連のシートに対して何人かの委員の方からご意見を頂いています。例えば、1 枚めくって頂きますと環境 - 7 ということで倉田委員以下三田村委員まで、6 名の方のご意見があります。これをご担当の方に 1 つの意見として集約をして頂いたのが資料 2-1-1 というような関係になっています資料です。

それから、資料 2-2「淀川部会とりまとめ (案)」、A4 の縦のものです。こちらはそれぞれ川ごとに検討班を組んで頂きまして、その中で集約して頂いた淀川部会のとりまとめ案です。

それから資料 2-3-1、こちらは 9 月 30 日の委員会の方に出されました淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 (素案) です。なお、こちらは表紙のところに意見書の構成ということで、
、
、
と書いていますが、この
にあたる部分として資料として用意させて頂いております。この資料は 9 月 30 日の委員会に提出されました資料と全く同じです。

それから、資料 2-3-2「第 25 回委員会 (9/30) に提出された意見書 (素案) に対する委員からの意見」ということで、こちらは資料 2-3-1 に対して、本日 10 月 13 日締め切りで意見募集を行っています。10 月 10 日 6 時現在までに頂いたご意見を本日提出させて頂いております。

資料3「9月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について」。

それから、参考資料1「委員および一般からのご意見」、参考資料2「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見」ということで、こちらは基礎原案そのものに対して何人かの委員からご意見を頂いておりますので、参考としてつけさせていただきます。参考資料3「整備内容シートの意見検討にあたっての参考資料」ということで、こちらはそれぞれの整備内容シートに対しての意見ではなくて、比較的各シートに共通するような全般的に思われるような意見についてまとめたものです。参考として合わせてご覧頂ければと思います。

以上が本日の配付資料ですが、一般の方には共通資料として「淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料」というものを配付させて頂いております。委員の方々には整備内容シート等と合わせてそれぞれ各机に1人1冊の割合で置かせて頂いております。それから、参考資料1はカラー資料となっています。一般傍聴の方々には白黒の資料を配付いたしておりますので、カラーをご覧になりたい方は受付の閲覧用の資料を置いておりますので、ご覧頂ければと思います。それから、各テーブルの前の方に、これまでの現状説明資料等について参考として載せさせて頂いております。審議の際にはご参考にして頂ければと思います。

次に前回の委員会以降に一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見について報告いたします。時間の関係で全てはご紹介できませんが、後ほど審議の参考としてご覧頂ければと思います。参考資料1の方をご覧頂きたいと思います。前回の委員会以降、合わせて5件の意見が寄せられております。「余野川ダムの検討の前に検討すべき明らかな課題について」と題する意見。それから、9月5日提出の「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見」。それから、以前に寄せられました「大津放水路二期区間(5河川)の継続実施に係る要望書」に追加で「浸水氾濫状況資料」というものが届いております。こちらはカラーの地図を添付されていましたが、掲載の方は省略させて頂いております。受付に閲覧用の資料がありますので、そちらでご覧頂きますようよろしくお願いいたします。それから、「水需要精査についての質問」と題する意見。最後に「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)』に対する意見とお願い」という意見書等が寄せられています。

それから、発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。その際には先ほども申し上げました「発言にあたってのお願い」をよくご覧の上、簡潔に発言の方をよろしくお願いいたします。

それから、委員の方々、河川管理者の方々に対しても議事録を作成する関係で、必ずマ

イクを通して、お名前を頂いてからご発言頂くということでもよろしくお願ひいたします。

それから、携帯電話につきましては、審議の妨げとなりますのでマナーモードにして頂くか、電源をお切り頂くようよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは審議に入りたいと思ひます。寺田部会長、よろしくお願ひいたします。

寺田部会長

第23回淀川部会になります。今日は最終の部会になります。淀川部会の委員も全員出席をして頂きました。祝日で、しかも朝から、雨の中をご出席頂きありがとうございます。また、傍聴に来て頂いている皆さまも本当に最後まで関心を持ってご参加頂いて、大変感謝しております。

最後の部会ではありますが、前回からの流れが庶務の方からご説明をいたしましたけれども、もう一度委員の皆さまも振り返って、今日審議・検討しなければいけないところを共通の理解としたいと思ひます。傍聴の皆さまにも配付させて頂いております、河川管理者の方から淀川水系河川整備計画基礎原案というものが、9月5日の委員会で示されました。これまで2年半以上にわたって審議をしてきたわけですが、最終的には河川管理者が第1稿、第2稿を経て基礎原案に発展をした河川整備計画の原案に対して、流域委員会が最終的な意見を述べるということが流域委員会の責務であります。部会ももちろん同じように基礎原案に対する意見を最終的に意見としてまとめて、発表することが責任になっているわけでありまして。

9月5日の委員会の次に9月30日に委員会が開催されました。その席において、基礎原案に対する流域委員会の意見とりまとめの構成が決まりました。大きな項目としては、今日の資料2-3-1、これは流域委員会の意見書の基本的な部分についての素案と言われるものですが、その1枚目に「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成」と書いておりますので、ご覧頂きたいと思ひます。基礎原案の項目の中で河川整備の方針、それから河川整備の内容に加えて、整備内容シートが基礎原案と一緒に発表されております。この整備内容シートについても意見書に盛り込むことになっております。

従って、意見書としては、河川整備の方針については、資料2-3-1の意見書素案ということで案ができています。これを各部会の編成とは関係なく、作業部会で作業をして頂いております。

それから、河川整備の内容についても、同じように全体的な視点から整備内容が検討されることとなります。但し、先ほども申し上げましたように詳しい整備内容につきまして

は、整備内容シートという分厚い資料で発表されているものですから、委員の皆さまの方では構成の「河川整備の内容について」の中で各部会に関連する、特に淀川の場合は地域別部会ですから、地域特性に関連する整備内容シートについては各部会で責任を持って意見を出すことになっております。今日、検討します資料2-1-1が整備内容シートに関する淀川部会としてのとりまとめ案です。これはのちほど作業をして頂いた各班から発表、報告をして頂き、議論をして確定をしたいと思っております。

それから、意見書の として「部会意見」という各部会からとりまとめたものを全体的な意見につけ加えることになっております。部会意見に相当する1つのたたき台を既に作業部会の方でつくってもらっており、それが資料2-2です。「淀川部会とりまとめ(案)」と書いてありますけれども、部会意見についても作業をして頂いた各検討班の方から報告をして頂いて、この内容について議論をして、確定することになっております。

従って、今日の主な審議の議題は、淀川部会のとりまとめ(案)、資料2-2の内容の審議と確定。それから、資料2-1-1、整備内容シートに関する淀川部会関連の意見のとりまとめの審議と確定が主なものになります。

資料3として9月と10月の審議日程が入っておりますが、今申し上げましたように9月5日に基礎原案が発表されて、その後、9月30日の委員会で意見書の構成が決まりました。それに従って、合計7つの部会で鋭意、意見書とりまとめに向かって検討がされているというところです。特に、全体の作業もやっております作業部会のリーダーの今本委員は大変なご苦労をされているわけですが、10月29日の委員会で、淀川水系流域委員会の意見書を完成させるというスケジュールで、あますところ2週間ほどということになってまいりました。連日のように部会が開かれていて、私も頭が混乱していますが、今日は、淀川部会の最後の部会ですので、活発な議論をして頂いて、淀川部会のとりまとめをよい意見書にして頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、整備内容シートから議論をしたいと思っております。資料2-1-1をご覧頂きたいと思っておりますが、整備内容シートを淀川部会の方で4つの河川の守備範囲で4つの班に分けて検討して頂きました。木津川、川上ダム、この班は谷田委員。それから、桂川の方のリーダーが塚本委員。それから、宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業の部分が山本委員。それから、淀川本川に関連する部分は有馬委員がリーダーで、各班で検討して頂いて、案を作成して頂いたと思っております。順番に重要な部分について報告をお願いしたいと思います。傍聴の皆さまに先ほども申し上げていますように、整備内容シートをお配りできていませんので、今の報告の中で関連する部分をパワーポイントにして映しなが

らやっていきたいと思います。

まず、木津川、川上ダムの関連事業のリーダーである谷田委員の方からよろしくお願ひします。

谷田委員

整備内容シートには川が川をつくるという理念がまだ足りないと思います。川が川をつくるという理念を活用することによって、整備のコストも削減できますし、より川らしい川ができるのではないかとということです。

魚道については積極的にやられていまして、私の意見は少し違うのですが、できるところから魚道の設置をしていかれる時にもやはり流域全体を常に念頭に置いて頂きたいということです。

それから、ダムの水質改善のためにいろいろな方策が立てられています。例えば、選択取水装置であるとか深層曝気装置ですが、これらも、取り敢えずやっているという面があります。これらの装置にどれくらいのコストがかかるのか、維持費としてどれくらいかかるか、どれくらい水質改善に効果があるかということモニタリング、情報公開して載せて頂かないと、単にやっているだけ、或いはダム湖の水質の免罪符になってしまっは、もったいないと思います。

これはダム関連の調査もそうです。底質の問題であるとか、攪乱放流、それから土砂を移動する事業もあるのですが、これらはどんどんやって頂けばよいのですが、どれくらいの水を流すことが、どれくらいのコストになるか、そして、どれだけの効果があるかを検証しながらやらないと駄目だと思います。この前も高山ダムで攪乱放流をやられたのですが、殆ど砂が動かないレベルの攪乱放流だったという気がします。

そういう意味で、アメリカのグランドキャニオンダムのように非常に大きな容量をもって、一気に流してしまう、しかも、その下流は乾燥地帯だということと、アジアモンスーン地域に位置する日本の河川ではやはり事情が違うということを配慮しながら、日本らしい、或いは東アジアらしい攪乱放流、或いは土砂移動みたいなものを考えていく必要があると思います。

それから、オオサンショウウオの生息環境の保全は一見よさそうに思えますが、個人的には猛禽類も含めて、オオサンショウウオ、猛禽の調査・保護をすることがダムをつくるための免罪符になってはならないと思います。また、オオサンショウウオだけを過剰に保護をするということは、それだけ生態系にストレスをかけることになりまますので、それが

どうということになるかをこれからは見ていかなければいけないと思います。ア prioriに猛禽を保護する、オオサンショウウオを保護することがよいということにはなりませんし、上位性という概念がありますけれども、上位の生き物だけが増えすぎると生態系が崩壊するということになるのではないかと思います。

それから、砂防堰堤というのは大事な事業です。人命被害という観点で見ますと、浸水被害に比べて土砂災害の方が人命被害に与えるインパクトは大きいと考えているのです。砂防堰堤についても浸水被害と同じようにソフト的な対応が必要だと思います。ですから、土石流災害の起こるハザードマップをもっと公開しなければいけないのではないかと思います。施設があちこちにつくられるのですが、そういうところは明らかに土地が安いというだけの理由で、土石流のリスクの高い地域につくられているケースがないこともないので、ナンセンスではないかと思います。

それから、ダムに関してですが、川上ダムにはいろいろ意見があります。オオタカ、オオサンショウウオに関する調査をしっかりとやられているのはよいのですが、先ほど言った理由でそれらの調査・保護をやったから川上ダムをつくってよいという話にはならないと思います。やはり、提言に基づいて代替案を真摯に検討して、その上でやるかどうかということを公開の場で議論して頂くということが大事なことではないかと思います。

詳細は、各委員のご意見もそのまま採録しておりますので、1ページから15ページを見て頂いたらよいと思います。ちなみに中黒で始まっている意見が各委員の意見をそのまま採録した部分で、最後に私がまとめた意見を書かせて頂いております。

寺田部会長

木津川と川上ダムの関係は資料2-1の1ページから15ページまで、かなりたくさんあります。ご意見、委員の方からあればお出し頂きたいと思いますが、いかがですか。

今本委員

とりまとめは、検討班の意見なのですか、谷田委員個人の意見なのですか。

谷田委員

時間的な問題もありまして、皆さまの意見を私が拝見して、最後に数行で、私がそれらを踏まえてまとめました。ですから、最終的には今日のこの場でオーソライズして頂く必要があると思います。木津川、川上ダムの検討班で集まって最後の意見を議論する時間は

ありませんでした。

今本委員

最終的にも委員会としてまとめる必要がありますので、淀川部会としてはこういう意見だということがわかるようになっている方がありがたいわけです。最後の数行が谷田委員個人の意見なのか、とりまとめなのかはわからなかったものですから、お伺いしたのです。

谷田委員

もちろん最後の数行は私の個人的な意見が入っている部分はありますが、各委員のご意見を踏まえた上で、或いは整備内容シートの内容を再考させて頂いた上での意見です。そういう意味では個人的な意見ではありません。

寺田部会長

各項目のとりまとめ案のところの中黒で幾つかの各委員の意見が書いてありますが、各項目の最後の数行は班としては特に議論はしてないけども、いろいろ出た各委員からの意見を基本にして谷田委員がまとめたということですね。

谷田委員

はい、そうです。取り敢えずメールで庶務にお送りすると同時に、原田委員にもお送りしてご意見を聞いておりますが、文章としてこなれていないことは事実です。

寺田部会長

わかりました。その辺りを主に見て頂いて意見や質問を出してもらった方がよいわけですね。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

お聞きしたいのですが、6ページの環境-51の「オオサンショウウオの生息環境を保全する」という項目につきまして、上から2つ目の意見では「検討で可」と書いてあります。河川整備計画基礎原案ではオオサンショウウオの生息環境を保全は実施すると位置付けています。これに対するご意見としての「検討で可」というのは、実施は可と理解してよいのか。それとも、実施ではなく検討でやれと言われているのかわかりにくいのですが、い

かがでしょうか。

谷田委員

整備内容シートの環境 - 51 では、具体的に人工巣穴の設置等の整備計画が出ていると思いますが、疑問があると思います。というのは、やはりオオサンショウウオの過剰繁殖とは言いませんけども、オオサンショウウオだけに目を向けたものだと思います。ですから、検討で可なのですが、この計画自体をもう一度出して頂きたいということです。それから、現状としてオオサンショウウオの数がどれくらいあって、どれくらいの絶滅確率かという検討がされているかどうか明記されていません。オオサンショウウオの保護、増殖を不可とするのではないですけども、今後どういう計画を立てるかについて検討が要るのではないかということだと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

もう1度確認しますが、実施することはよいのだけでも、留意点としてこういうことを留意しろという意味なのか。それとも、実施ではなしに、要するにまだ計画が不十分ですから検討してからもう一度流域委員会に出してから実施しろということなのですか。

和田委員

わかっていないことが多い中で動かなければいけないということが、いろいろな実施計画にあるのだらうと思います。オオサンショウウオの生息環境の保全に関する私の個人の意見は実施してもよいということになると思います。ただし、将来よくなる方向にですね。例えばオオサンショウウオばかり増やすということがよいのかどうかという、そういう意味でのエコロジカルな、生態学的なモニタリングを含めながらやっていったらどうだろうかということだと思います。

わからないことがまだあるのに、研究しないで物事を決めていかなければいけないということが多く、その辺のところ皆さまの了解の中にどうしても要るのではないかと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

整備内容シートの環境 - 51 のスケジュールでは「検討」となっておりますが、基礎原案の本文では「実施」となっております。その部分で資料 2 - 1 - 2 の木津 - 8 / 27 ページ方

をご覧頂きたいのですが、「現シート No.の「環境 - 51」という欄の「実施/検討」という項目で「検討」という表示の仕方をさせて頂いております。それを見て、「検討で可」というコメントが出てきているということだと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

そういうことであれば、資料の不備なので、まことに申し訳ないと思います。

谷田委員

どうなのですか。実施なのでしょう。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

実施です。

谷田委員

実施内容の中の特に人工巣穴に関して、否定的な意見が多かったということは事実です。現状調査、保護施策というのはもう少し生態系全体を考えてやりましょうということで、それを今ストップしなさいという意見はなかったと思います。ですから、一言で言えばアダプティブにやる、それからあまり生態系に改変を加えない格好、オオサンショウウオだけに保護をかけ過ぎた改変を加えない方がよいのではないかとということだと私は理解しています。

川上委員

資料2-1-1の環境-51のところ、今、宮本所長の方から指摘のありました上から2つ目のポツで「『オオサンショウウオの生息保全』: 検討で可」と書いてらっしゃるのは、川那部委員なのですよね。川那部委員の他にも山本委員も、まず慎重な検討が必要だという意見がありました。そういうところから読み取ると、実施というよりも要するに、もっと慎重に検討することが必要だというご意見ではないかと受け取れるのです。真意は川那部委員に聞かないとわかりませんが。

河川管理者(水資源機構 川上ダム建設所長 坂田)

オオサンショウウオの人工巣穴の現状ということで意見を述べさせていただきます。

現在オオサンショウウオの保護池というのを私どもの事務所の敷地内につくっております。これは自然の河川からの流水を取り入れた形での保護池です。そこに人工巣穴を平成12年度に設置いたしまして、人工巣穴の構造等についていろいろ、オオサンショウウオ保全検討委員会の先生方のご意見を聞きながら検討してまいりました。その検討の結果、昨年人工巣穴で産卵が確認されまして、また繁殖も確認されました。今年もまた保護池の人工巣穴におきまして産卵が確認され、ちょうど8月下旬に産卵がありまして現在40日目ということで、一部はその人工巣穴の中でもう既にふ化をしている状況です。

この人工巣穴を今後どう活用していくのかということで、先ほどからおっしゃっていますように生態系の保全という観点からいきますと、オオサンショウウオだけを保全するのではなくて、上流側の方でもう少し、例えば魚類、或いはその魚が食べるえさ環境、そういったものを改善する必要があるのではないかとということで、この辺につきましてはオオサンショウウオ保全検討委員会で、松井先生に委員長になって頂いております。現在その委員会の意見をいろいろ聞きながら一部、試験的に実施をしているという状況です。

保護池、人工巣穴自体はそういう生殖が可能だということまでは確認しておりますけれども、それを今度どのように現地でやるのか、これは当然、河川環境等も含めて十分先生方の意見も聞いてやっていきながら、モニタリング的なものを十分やっていかなければいけないということで、住民説明会も行いまして、住民の方にも協力を頂くようお願いをしている状況です。

寺田部会長

環境-51の部分は、実施ということによろしいですね。基礎原案と一緒に出された整備内容シート上では実施ということにおいて出されているということをお前提に、この意見も記載して頂くということですね。ただ、先ほど谷田委員、それから和田委員の方からも意見がありましたように、実施すること自体についてはよいのだけでも、実施をするについてはこういう条件下でやって欲しい、やるべきだということだったと思うので、このとりまとめの方はそういう表現に変えて頂いた方がよいのではないかと思います。

整備内容シートは項目が非常に多くて、とりまとめ表も簡略に表現するようになっているものですから、なかなかとりまとめの意図や内容を十分に伝えられないような感じになっているのですね。これは避けるべきだと私は思います。文章が長くなってもよいから、きちっと淀川部会の意見の趣旨が伝わるように、ここは長くなってもよいということでお書きになった方がよいと思います。

どうも、文章を非常に簡潔に書かないといけないということになってしまって、逆に真意が伝わらないという部分があるようです。その辺は他のところも同じように、最後の見直しをして頂く過程で文章が長くなっても十分に意向を伝えてもらえるように、正しく伝わるように書いて頂くということをお願いしたいと思います。

オオサンショウウオのところも、そういう趣旨で丁寧な文章にして頂ければ、淀川部会の意見の内容が伝わるかと思います。

谷田委員

オオサンショウウオそのものに対する巣穴の効果というのは確かにあると思います。ただ、これからの、特に事業のミチゲーションを考えた時にはやはり、非常に長い期間の持続性あるエコシステムを守ることになっているかどうかを検討しなければいけないと思います。オオサンショウウオが増え過ぎたら、その生態系がブレークダウンしてしまうようなことにならないかという検討もやらなければいけないと思います。ですから、オオサンショウウオの専門家、両生類・爬虫類の専門家だけで委員会をつくっても、或いは猛禽類も同じなのですが、これからのミチゲーションの方向とは違うのではないかと私は感じています。

塚本委員

まだ桂川ではないのですが、鴨川が関係しているので、その件は省きました。ということは逆に、今の住民の感覚からいきますと、実はオオサンショウウオというのは割と環境になじむのではないかと思います。もっと下流でも育つというようなことが出てきて、もしも逆に、環境を守るのだということでオオサンショウウオということ強く言われますと、そうではないのではないかというような、反発される意見も出てくる可能性があると思います。逆に言ったら今、谷田委員が言われたようなオオサンショウウオの生態というのは、まだいろいろなクマタカとか、そういうものとはまた違うような生態のありようというのがあるのではないかなというのが一般に割と知られてきつつあるので、こちらの方では一応そこは省いたと、そういうことです。

寺田部会長

熱心に議論をして頂きたいですが、今日のスケジュールからいくと整備内容シートのところは、各班5分で報告をしてもらって10分で議論をしてということで進めたいと思いま

す。

河川管理者(近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 脇坂)

大変単純なことをお尋ねいたしますが、只今の「木津川、川上ダムに関連する事業」のご報告の中で、資料2-1-1を拝見しますと13ページに大戸川ダム建設事業という部分がありまして、ご意見を頂いています。それに対応する資料2-1-2を拝見しますと、大戸川ダムに対する個別の委員の皆さまの意見がありません。13ページの方にある各委員のご意見は、資料2-1-2の方では「宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業」の中に全て入っているようでして、この両者の関係はどのようになっているのでしょうか。

今本委員

今の段階では、淀川部会としてのとりまとめにならないと思います。現在、鋭意やっていますので、内容についても書き直します。その書き直した部分を、他の人にも見てもらって意見を聞くという形にしたいと思います。

資料2-1-1を読んでいまして、感想が多いのです。感想は必要ないのです。我々は、例えば実施する事業について、何に注意して実施しなければならないのか、或いは実施してはいけないといった意見を明確に理由をつけて書かないといけないと思います。確かに、現在の資料2-1-1を見ていまして、結局何をどうしたらよいのか、何もわかりません。現在はまだ検討の途中だと理解して頂けませんか。

寺田部会長

整備内容シート自体が大部なものです。これら1つ1つについて議論をする必要がありますし、委員で意見が違う部分もあります。それから、先ほど和田委員もおっしゃったように、なかなか確定的な意見が言いにくいというような部分を含んでいるのです。

それについて、少数に分けた検討班で作業をしてもらっていますが、どこまで明確な責任のある意見をとりまとめとして出せるかといいますと、限定された時間の中ではなかなか困難なのです。整備内容シートが出たのは、基礎原案よりも後で、作業をする時間も限定されていました。以前の整備内容シートについても検討してきており、内容もあまり大きく違ってないとはいえ、もう一遍目を通して、意見を検討してもらっているということで、時間的に厳しいものですから、この辺は今度の運営会議で、10月29日というタ

イムリミットで、整備内容シートに対する意見も全部含めて出せるのかどうかということ
を再検討しなければいけないのだろうと思います。

文章として出てしまいますと、後から訂正はなかなかできません。資料2-1-1の意見
とりまとめ案における意見も、今本委員がおっしゃいますように、委員会の意見の一部を
なすものとしては、表現上の問題ももちろんありますし、今度の10月29日までに確定す
るというのは大変で、時間的に難しいという感じがしないでもありません。その辺は、他
の部会でも同じような問題があるかと思しますので、また検討するとして、今日は取り敢
えず、こうして各検討班でやって頂いたものの重要な項目について意見交換をして、最終
の取り扱いはまた作業部会、運営会議の方で検討させて頂くということにしたいと思いま
す。

今本委員

願いの仕方にも問題があったと思います。私は、最終的には1つの項目に対して1ペ
ージくらいにおさめたらよいと思っています。数行ではなしに、もっと詳しく書くべきと
ころがあると思います。その辺りの意思疎通がうまくいっていませんでした。それと、各
委員から出てきたご意見をどのようにしてまとめたらよいのかですが、これは当然、委員
としての意見はばらばらでよいのですが、流域委員会としてはひとつにまとめねばなら
ないと思います。そこには議論が要りますので、確かに時間的に厳しいという気はしてい
ます。

寺田部会長

この点で河川管理者に確認をしておきたいのです。整備内容シートは量的にも多くなっ
ています。中でも、やはり実施という部分については、実施でよいのかどうかという結論
的な意見とか、仮に実施としても、先ほどのようなオオサンショウウオの議論にもありま
すように、実施を是としつつも、こういう条件を満たさなくてはならないという附帯条件
つきの実施の意見とか、それからもちろん、実施ではなくてこれはまだ検討段階だとかい
う意見とかいろいろあると思います。各事業項目の全項目にわたって、やはりこれは淀川
水系流域委員会としての意見を求めておられますよね。

そうしますと、先ほど言いましたように、これは部会で検討することではありませんし、
全体で議論しなければいけないとは思いますが、10月29日のタイムリミットに間に合わ
せるために整備内容シートに関する中途半端な意見を出すのではなくて、場合によっては

切り離して、本体部分は10月29日に確定させて、整備内容シートの部分は1カ月くらいずれても、きちっとしたものをお出しするという分離して2段階構えの意見になっても、ちゃんとした意見を出した方がよいのではないかと思います。その辺で何かご意見ありましたら、お聞かせ頂きたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

私どもの方からは特段、どういう形でという意見はありません。運営会議等で決めて頂ければよいと思います。部会長がおっしゃったような整理も当然あるかと思っています。

寺田部会長

それでは、次の班の方へ行かせて頂いてよろしいですか。

桂川のところを塚本委員にお願いしたいと思います。

塚本委員

桂川に関する事業について整備内容シートをまとめるということで、やらせて頂きました。そして、その後で田村委員の全体のまとめというのがありまして、それは私も確認とかをさせてもらっておりますので、まとめというのは結局、最終的には田村委員の内容がもとだということです。

私はできるだけ委員の方々のご意見を反映するように、なおかつ、整備内容シートに対応するというのも大事ですけども、もう1つ、多分これからやっていく時に、その内容でいろいろ、場合によっては検討とか検討に近いようなものとかいうのが出てくるわけですね。実は、ここで固定してしまうのも確かに大事ですけども、そうでないようなものもあるということがあります。できるだけ桂川について、もちろん共通している部分がありますので、必要だということを、委員が意見を出されたままではなくて、整理しながら出させて頂いたというのがシートのまとめ方です。ということで、読んで頂ければ、またご意見の違うものも、その場合は少人数であっても、できるだけ載せるようにさせて頂きました。

寺田部会長

特に重要な部分として、是非委員の皆さまの意見を聞いておきたいという部分はありますか。

塚本委員

委員のご意見というのは反映されていると思います。

寺田部会長

それでは、整理して頂いた「桂川に関連する事業」の部分で、委員の方から何かご意見、ご質問がありましたらお出し頂きたいと思います。

田村委員

桂川班のメンバーですが、今回のまとめについては、整備内容シートの内容をまとめて頂いた塚本委員と、文章にする私の2人でやりとりいたしました。田中真澄委員、渡辺委員、和田委員から、ご意見を伺う時間がありませんでした。申し訳ありません。この機会に何か補足される意見がありましたら、是非お聞かせを頂きたいと思います。

和田委員

私は、桂川の項目の中で河川レンジャーとか流域診断士を考えてはいるのですが、例えば1つの考え方として、河川レンジャーという人に資格を与える場合、普通なら検定試験みたいなもの考えるとすると、どういう項目を知っておかなければいけないのか、どういうヒューマンネットワークを持ってなければいけないのか。そういう意味では、検討試行の前に予備段階というのが必要ではないかと思っています。

塚本委員

私も、まとめるに際して意見があったのですが、実は河川レンジャーの部分が一番わからないところなのですね。具体が浮かんでこないのです。

私の個人的な解釈をさせてもらいますと、いろいろなことが決まっていく中で、実は多分ここは余白の部分だろうと思います。そこで決まっていくのではないかと思います。例えば、具体的に決まるようなものもありますが、急いでしまって決めてしまったら、固定してしまって後で内容が伸びないということもありますから、これはもっと後に、もちろん具体も決まりながら検討していくということになると思います。それで、特に残っていく余白の部分というのが割と重要ではないのかなという理解をしながら、まとめさせて頂いたということです。

田村委員

和田委員のご指摘ですけれども、河川レンジャーは、むしろ他の班のところで主に論議されておりまして、そちらに譲ったつもりでした。

ただ、桂川班としては、現在既に試行が始まっている河川レンジャーを、できるだけ広い範囲に広げて頂きたいと思います。その中で、いろいろ、今、和田委員がお話しになったようなことも含めて問題になるだろうということで、あえてここに一言入れさせて頂いたわけです。

今本委員

19ページの維持 - 14、19、20ですが、「子どもの意見を反映させる」「子どもの参画による協議会の連携が背景として必要である」というのがあります。この「子ども」と「連絡協議会」との関係ですが、これはどのようにお考えなのでしょうか。

塚本委員

これは私の意見として入れさせて頂いたのです。私自身が今実施しているのですが、要するに流域住民、地域住民、関係住民、NPO、それから自治体とか、この辺とのネットができてくる土台のもとに、川を再生する、町を再生するということに対して子供というのは非常に意味があるというところで、私の意見として述べさせて頂いたということです。この「協議会」というのは子供たちがつくっていくもので、その意見でどういうものが出てくるか、それをやはり参考にしてもらいたいというので出させて頂きました。背景は、この上の行にあります団体や、こういう人たちとのネットが必ず要するというので、そのつなぎ方も含めて1つの方策として述べさせて頂いたということです。

今本委員

これを河川管理者につくれと言っているのですか。

塚本委員

そうではないですね。

田村委員

ちょっと補足させていただきます。

意見書素案の住民参加のところでは前の案では1)、2)、3)、4)とありまして、その中で、次世代へのパートナーシップという言葉がありました。今回はもう抜けておりますが、最初の段階ではありました。資料2-3-1の13ページです。要するに、今後の住民参加を形骸化させないために、1)、2)、3)、4)、5)と幾つかの課題をここで示されて住民参加のまとめにしておられます。その中で「4)パートナーシップ構築の担い手を育成するため」云々というところで、次世代の育成ということで、子どもをターゲットにしたような文章が最初に入っておりました。それであえて子どもの参画を入れて欲しいという意味で残したつもりでした。そういう意図だけお含み頂ければと思っております。

寺田部会長

そうすると、塚本委員、ここはどのようになりますか。

塚本委員

ここは修正させてもらいます、そういう誤解を招いてはいけませんので。ここは実は皆さまとも議論しないといけないところなのです。1つの非常に大事なポイントでありますし、次世代、或いは住民という時に、子供も次の指導者として入ってくるのではないかとということもあります。ですからこれは、今本委員が言われたように河川管理者にこうしろと言うのではなくて、住民のネットのありようという仕組みの中で、子供というのが流域を知ってやっていくということが非常に大事だと思います。ですから、少し変えさせていただきます。

寺田部会長

どういうぐあいに変えるかということ、ここで言うておいて頂かないといけないわけです。白紙委任するわけにいかないのです。

小竹委員

今、塚本委員がおっしゃったように、私が提案しましたのも、教育の流れの中で中高一貫校的な、国立公園の監視員を含めた河川レンジャー役の養成のためにつくって欲しいという気持ちがあるのです。先ほど和田委員がおっしゃったような意味で、河川レンジャー

は、どちらかといいますと、その地域に住んでいる方でないと肝心の時に役に立たないということがあります。地域地域に住まれて、1時間以内に出動できて、専門知識と能力を持った人が、その場所場所におりませんといけません。

最初はお年寄りの顧問的な動きの方以上に、去年今年に定年退官されたような警察、自治体や国土交通省、環境省、関西電力、大阪ガス、鉄道その他、いろいろな職種の方を5人なり3人ずつ、その地域に住んでおられる方を採用して2、3年はNPOでいかないけないかもわかりませんが、予算化を図る必要があると思います。平素は、河川側の保安、整備、監視、管理があり、災害時には24時間の防災救助活動が必要です。そして、いろいろな展開に対する、下から教育されて立ち上がってくるまでは上で支えてないといけません。そういう問題があるので、次の世代の子供のためという形で塚本委員も動いておられ、小学校5年生から上、中学校、高等学校の方を上手にまとめて頂いているのですが、私ども下流の方でも、それぞれの地域で、先を見た展開をしてゆかないといけないと思います。

先日は、大阪淀川区の淀川水フォーラム実行委員会を主催し、琵琶湖の湖東地区を見学し、山林の荒廃、惨憺たる状態を見るにつけ、河川レンジャーの幅広い活動の意味で、国土を守るといいますか、別の意味の若い集団が水田を守り、川を守り、生態系と共存しながら、どう展開していくかということが大事です。平常時の河川レンジャーをみる見方と災害に対応する見方とは異なるわけで、次世代の国民の皆さまにもうちょっと、淀川流域全体の知識を持って頂くためには子供さんの養成が要るということです。将来をみつめて、できることから積み上げたいものです。

川上委員

塚本委員のご提案も小竹委員のお話も大変結構なのですが、今から提言をつくらうというわけではないので、こういう新しい提案というのは、1年前か2年前に提案されて議論されてなくてはいけないわけです。とりまとめの最後のところで、新しいシステムを提案されて、それについて時間を費やすということは、今からではできないのではないかと思います。別の方法でご提案頂いたらいかがかと思います。

寺田部会長

川上委員がおっしゃった通り、今から提言をするわけではないということです。整備内容シートで、例えば今の維持-19の「河川環境の保全のための指導」という部分でも、具体的な整備内容は何かというと、河川環境の保全のために巡視を行い、不適切な利用に対

して指導を行うということが具体的な整備事業の中身に入っているわけです。

大事なことは、これ自体について意見を言って頂くということなのです。それでもしも、巡視を行うという時に、この巡視という部分に河川レンジャーとか関係機関とか地域住民とか、そういうところからの意見を聴く、通報を聞くというようなことも入っていますから、子どもからも意見を聴いて下さいよという程度にするのだったら、これは意見となり得ると思います。新たに協議会をつくってということになりますと、これはもう今の段階で言うことではないので、修正して下さい。

塚本委員

提案しようと思ったのではないのです。これは、もし修正するとしたら、要するに「教育関係者、専門家による連携(子供協議会)というようなものが背景にあって」というつもりで、提案は考えておりません。

先ほど言われた寺田部会長の件ですが、私はここでまとめさせてもらった時に、1つは、この具体に対してはこのように入れよというのがありますけれども、逆にこちらが、その関係のものでずっと重要だと思うことを、それぞれ委員が言っておられることを入れておいて、河川管理者が次にどのように、修正しなければならないと思うものはしていくという、私はそういう1つの理解をしていたわけです。子供協議会に関しては、これは全然、提案ということは考えておりませんので、申し訳ありません。こういう背景をネットするために、連携をとるために1つの方法としてこういうことがあるということで、それがこういう人たちとともに子供たちの意見も反映されるというような意味で入れただけあります。

川上委員

現在、作業部会や、或いはとりまとめに関わっている委員がどういう状況で作業しているかということをおえて申し上げたいと思います。荻野委員は今朝の4時までとりまとめをやっているのです。私は朝の5時半までやって、1時間しか寝てないのです。原田委員もそうです。そういう状況で皆さま真剣にやっている中で、たった2時間しかない会議の中で悠長な議論をやっている暇はないのです。迅速な進行をお願いいたします。

寺田部会長

そういうことですので、次の班の方へ移らせて頂いてよいでしょうか。次は、宇治川、

瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダム関連、山本委員、お願いします。

山本委員

前回の委員会を欠席しまして、宇治川、瀬田川が私のとりまとめの担当ということだったので、初めにおわび申し上げます。簡潔にということを考えて、幅のあるご意見を頂いている項目もあるのですけれども、提言と委員会による基礎原案についての意見書素案に沿った形でまとめさせて頂いております。いろいろご意見を頂いているのですけれども、提言と素案に沿って、強引に私がまとめてしまったという点はおわび申し上げます。今日はこれをたたき台にして頂きまして、ご意見を賜りまして修正その他をさせて頂きたいと思っております。また、各委員からの分厚いご意見シートが来ているのですけれども、これは10月10日12時の締め切りでまとめて頂いたものです。私が頂いたのは10月6日時点でまとめられたもので、それ以降に出されたご意見は入っていないという点もご了解願いたいと思っております。

重要な点ですが、魚道、既設ダム群については、木津川の項目にお譲りしております。環境についてと河川レンジャーにつきましても、桂川本川の方にお譲りしております。河川レンジャーについては宇治川の方で試行が始まろうとしているのですけれども、その点につきましても、こちらの方ではあげておりません。その点も何かありましたら、今日お願いいたします。

環境-30「水位操作の検討」についてです。瀬田川の洗堰と天ヶ瀬ダムがありますので、詳細に書かせて頂いております。頂いたご意見もとの文章を生かす形でなるべく書いておりますので、文言がうまくつながっていないところについてのご指摘もありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。操作規則の変更ということについて検討で可としました。提言から見て当然とはいえ、高く評価できるというご意見を頂いております。水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法律改正も含めて検討しなければならないということです。河川整備計画の検討事項としてこのようなものが記載されていないのは極めて不自然であるというご意見を頂いております。他の項目に関しましても、法律の改正が必要なのではないかとか、立法が必要なのではないかとというような、土地利用規制の面の話もありましたけれども、そういった面でもう一步踏み込んだ流域委員会からの意見が出せればよいのではないかと考えております。そういった全体的なことに対しては淀川部会の方からとりまとめの案というのが今日も出ておりますので、そちらの方にお譲りしたいと思います。

環境 - 32 ですけれども、「ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討」、試行可というようなことで、ここでの検討の効果のモニタリング等が不可欠であるというような、そういう細かい環境面からの指摘等も入れております。

環境 - 53、「生息・生育環境の保全と再生の検討(向島地区)」については実施可。こちらについては有馬委員の方から詳細なご意見を頂いております。

「ダム湖法面の裸地対策を検討」、これは22ページの環境 - 62 ですけれども、これについては事業実施可否について意見が分かれております。環境・利用部会の方でも話題になっていたと思いますが、この事業につきましては、意味があるのかとか、景観問題だけでやってよいのかというような意見も頂いております、まとめきれれておりません。できましたら、ご議論願えればと思います。

「堤防補強」についてです。治水 - 10 - 28 から 34 です。治水の 10 - 28 について、「久御山町西一口堤防補強について」ということで、「事業実施可」と書いておまして、これが治水 - 10 - 28 から治水 - 10 - 34 に関するコメントの例として1つ載っております。治水 - 10 - 28 から治水 - 10 - 34 につきましては、「優先順位、施工方法等については専門家のご意見をお聞きすること、「淀川堤防強化検討委員会の検討結果を待つ」という文言を入れるべきであったと思います。この部分については、各地先ごとにご意見というのがありませんでしたので、この1例だけにさせて頂いております。

治水 - 17、18 の「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」につきましては、素案の方を参照願えればと思います。

23ページの治水 - 27「砂防堰堤、山腹工」につきましては、専門分野の大手委員からご意見を賜っております。その他、まとめさせて頂いております。

利用 - 4、5、「瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置」です。円滑な水面利用の確保ということにつきましては、河川敷の利用等と同じように、利用希望者が既に利用している方々のお話し合いの場となる場所ですので、重要な事業だと思っております。利用規模の利害調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深め合う場として頂きたいと思っております。

ダム - 2「ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備」につきましては、天ヶ瀬ダム関連分とだけしております。以下ダム群につきましては、既設ダムについては木津川の方にお譲りしております。ですから、こちらで言うダムのところというのは、既設ダムについては天ヶ瀬ダムのみとなっております。この点につきましては、河川整備計画基礎原案に出てまいりました29ページの「4.7.1 ダム計画の方針」というところの「(4)

ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する」という一文が入っておりまして、既設ダムに関してもこの一文が有効であろうと解釈して書かせて頂いております。

宇治川、瀬田川に関しましては、重要な問題として大戸川ダムの建設事業というものがああります。次の 25 ページです。ダム - 7、9、10 のところが大戸川ダムに関するとりまとめです。大戸川ダム建設事業につきましては、素案、それから今日出てきております「淀川部会とりまとめ(案)」に詳しく出ております。特に淀川部会のとりまとめをお読み頂きたいと思いますが、淀川部会とりまとめ案は資料 2 - 2 の 13 ページ、ダム - 7、8、9 のところで大戸川ダム建設事業管理についてということ詳しく書いて頂いております。次のページの上から 3 行目、「以上の理由により、大戸川ダムについては、中止することを含めた調査継続が妥当である」とされております。ここの建設事業につきましては、そういう方向で慎重に検討されるべきであると思っております。

ダム - 10「環境等の諸調査」。大戸川ダムにつきましては、そのような経緯を含めまして、環境等の諸調査事業については一般論として事業計画の検討ということが十分になされるべきであるのですけれども、大戸川ダムにつきましては、「ダム - 7 における調査、検討に沿った事業計画とされることが望ましい」としてあります。

ダム - 11「天ヶ瀬ダム再開発事業」。以下、天ヶ瀬ダムにつきましてはその下流の宇治川、塔の島地区の問題もあります。鹿跳の開削についての意見というのも、流域委員会の方から狭窄部の開削は行わないという提言をしておりますし、淀川部会のとりまとめ案に沿った形になっていると思います。天ヶ瀬ダムにつきましては、代替案を含む十分な調査、検討可。何もしないという代替案も含め検討に値するという意見が出てあります。

寺田部会長

山本委員の報告はわかりやすかったと思います。資料 2 - 2「淀川部会のとりまとめ(案)」、それから意見書の素案というのがありますけれども、そういう基本的な考え方と一貫していないといけなわけです。その辺を頭に置いてまとめて頂いているので、他の検討班も今のとりまとめの仕方は参考になるかと思えます。

付言するとすれば、既に資料 2 - 2 で、例えば大戸川ダム等について随分と詳しく言っています。そういうところについては、そちらを参照して下さいということでまとめて頂いても、私はよいと思います。もちろん書いて頂くのはよいのです。ですから、基本的には部会として、とりまとめの意見と矛盾しないような形でまとめて頂くということをお願い

したいと思います。

倉田委員

21 ページの3 段目、環境 - 30「水位操作の検討(瀬田川洗堰)」というところですが、ニゴロブナとホンモロコの水位が下がることによる影響があると思いますが、そんなことではなくて、むしろ漁業や釣り等でたくさんとり過ぎるからだという考え方をなさっているようです。琵琶湖の場合はせんだって漁業者の方たちとお話をして確認できているのですが、水位変動が漁業に大きく影響するのです。水位が50cm 下がったら完全にニゴロブナは全滅してしまうということでした。卵は流れてしまう、ふ化できないということです。それから、20cm 水位が下がっただけでも卵が駄目になってしまうということです。

ニゴロブナだとかホンモロコがたくさんとれた時に、抱卵している魚がたくさん売れているのです。ところが、翌年、その翌年も全然減ることはないのです。ですから、そういうことよりも、琵琶湖の場合は水位変動と水流、それから現在はヘドロがたまっていて、卵を産んだって孵化・成長してくれないので、そういうことが大きく影響しています。漁業者の方の中には、あと5 年もしたら琵琶湖の漁業は全滅だと言って怒っている人たちがいました。ですから、状況のご理解が違うように思います。抱卵している魚を一気にとってしまうと減りますと書いてありますが、そんなことはないのです。

原田委員

必ずしも倉田委員のご意見に賛成ということではないのですが、昔はヨシ原がたくさんあって、漁業が分散して行われていたのが、漁場が狭くなってしまって漁業者が集中するようになってしまいました。昔と比べて漁業者の数が減っているわけですけど、そうであったとしても、漁獲量は高くなってしまっているという現状があると思います。

ですから、漁業の影響が全然ないということはないと思いますが、いろいろな要因が複合しているという理解の方が正しいです。ただ、やはり環境よりも漁業の影響の方が大きいと言い切ってしまうのは問題かと思います。

山本委員

ありがとうございます。頂いたご意見に沿ってまとめさせて頂きたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

水位操作の部分なのですが、「漁業や釣りなど漁獲による減少の評価を実施したうえで」という指摘があります。我々も本当にきちっとやろうとしたら、いろいろなことを全部調べ上げた上で、その後で新たな取り組みをやっていくという方法が科学的には正しいのかも知れないと思っているのです。ただ、琵琶湖が大変危機的な状況だということを考えますと、できることをいろいろやっていく、できることは急いでやっていくべきではないかと思っております。

環境-30についてのご指摘は「漁業や釣りなど捕獲による減少の評価を実施したうえで」、或いは2、3年全面禁止をして調査をした上でというご指摘になっています。これは、2、3年で本当に調査が終わるのかどうかという問題も含めて、そんなに待っていてよいのか、やれることはどんどんやっていくべきではないかと思えます。

例えば今年は4月から6月15日までの水位を落としていく時に、従来はかなり早いスピードで落としていたのをゆっくり琵琶湖の水位を落としていくという操作を試験的に行いました。こういう取り組みというのをどんどんやっていくべきではないかと我々は考えております。宇治川・瀬田川検討班におけるご指摘というのはその考え方と少し違いますので、さらに淀川部会の中でも議論して頂ければと思います。

谷田委員

児玉所長の意見に私も基本的に賛成です。整備内容シートを琵琶湖まで見る時間がなくて、今初めて見たのですが、スケジュールは平成26年まで検討ということになっていますね。検討として事業をしないということではまずいので、実施しながら検討するという、実施と検討の間に中間の色があってもよいのではないですか。整備内容シートをそのまま読みますと、26年まで水位操作は検討を続けて実施しないことになりますよね。

寺田部会長

これは試験操作の実施が入っているのです。それが可、これでよいという意見なのです。ですから、それと並行してこの検討も行いますよということですよ。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

水位操作については、瀬田川の洗堰の操作規則というのがあります。基本的にこれに基づいておりますので、この範囲でできることがあります。それから、操作規則を越えてや

る場合には、操作規則を変えるということで十分可能だと思います。ただ、水位操作規則を変えるとなれば、その他のことと連動して関連するいろいろな協議をしないといけないということはあると思いますが、法律に関する問題というのは恐らくないのではないかと思います。

寺田部会長

ここは法律論から言いますと、法律ではなくて法令と書いておけばよいのです。法令と書けば規則も全部入ります。

他にないでしょうか。次の淀川本川、有馬委員お願いします。

有馬委員

委員会の提言と意見書に沿ったつもりでまとめたところもないこともないのですが、それをやっていると、場合によっては消えてしまう意見もありますので、まとめようがなく、個々の意見を並べるという形になってしまいました。

まとめの中に盛り込めない大きな問題が3つほどあると思いますので、そのことをお伝えしておこうと思います。

その1つが、問題になっています計画-1「河川レンジャー」です。河川レンジャーは新しい試みなのですが、だれが任命するのか、それから仕事の内容によっては権限を持たねばならない場合もあるでしょうし、その辺の権限のことについても検討が必要です。それから、何よりも中身の問題がはっきりしていないということがあります。そういう大きな疑問点があるわけです。三栖閘門資料館での試行でその辺りが煮詰まってくるのではないかと思います。ただし、三栖だけではなくて、あちこちで試行をやっていかないと、それぞれの場所で条件が違いますから、いろいろな疑問に答えることはできないのではなからうかと思います。環境教育とかその他は試行の中で整理されていくのだらうと思います。整備内容シートに対してのまとめの中でその辺りをまとめ切ってしまうのはかなり難しかったということです。ざっと並べておきました。河川レンジャーについてはそれくらいです。

2つ目が、環境-1、モニタリングとフィードバックという件です。どうもモニタリングというのは、河川水辺の国勢調査のマニュアルに従っていれば、それでモニタリングできたのだと考えられている節が、現在行われているあちこちのモニタリング作業の中で見受けられるのです。各整備内容シートの中に示されたモニタリング、または事後調査という

のは実際にモニタリング計画を立てる段階でその場所に合ったものを立てなければいけませんし、その計画が適当であるかどうかということについても、検討する場所が要るだろうと考えられます。それから、その辺が全然整理されないままになっていますので、モニタリングということについてのもっときちんとした考え方を勉強して欲しいと思うわけです。

繰り返すようですが、例えば楠葉の新しくできたワンドのモニタリングという場合でも、その仕事をする人と一緒に出かけまして、その現場を見ながらここはこういうことを調べなければいけないでしょうということを詰めていくのですが、その結果がモニタリングの計画書とは全く外れたものになってしまいます。ですから、全く外れたというのは先ほど言いました水辺の国勢調査のマニュアルにぴったり合っていると思います。恐らく業者の方も、モニタリング調査の研修の時にマニュアルに沿ってなかったら駄目ではないかと言われる恐れがあるのではないかと思いつつながら契約内容がちょっと変わりますがということを発注者にも告げているとやっております。モニタリングというのはそれくらいやっついていかないと効果がないだろうと思います。

3つ目ですが、例えば横断方向の河川形状の修復と言った場合に、環境 - 2~16で、庭窪、楠葉、牧野、鵜殿と挙げられますが、そういう細々した場所で仕事をする、これはやれるところからやっていくという考え方でよいと思います。その前に淀川全域または淀川流域全体を考えた大きな構想を持って、その中で庭窪をどうする、楠葉をどうする、そういう視点が整備内容シートを見ていきますと欠けているのではなかろうかと思われま

す。例えば海老江地区で干潟を云々という場合でも、海老江地区に隣接する中津、大淀、十三、その辺りの干潟全体がどうであるのかということを考えて計画を立てないといけないでしょう。また、芥川の河口部のところで高水敷切り下げをしてというのがありますが、これも芥川河口部だけ考えるのではなくて、その下流の方には三島江の野草公園の計画もあることですし、その辺りも全部含めて考える必要があります。含めたところで淀川全域にならないですが、含めた考え方が淀川全域を想定した場合の考え方に反映してくると考えられるので、狭い範囲での工事ではあるけれども、淀川全域を考えて欲しいということです。

以上です。

寺田部会長

ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。河川レンジャーのことは他の班でも出ていま

たけど、川上委員、河川レンジャーは住民参加部会として全体的な視点から多分意見が出るのだらうと思います。そうしますと、住民参加部会のとりまとめを見ないで個別のところではなかなか書きにくいと思います。むしろ、そういうのは他の部会へ任せたらどうかと、私は思いますけど、その辺は何かご意見はありませんか。

川上委員

おっしゃる通りだと思います。今日も検討会がありますので、住民参加部会で検討させて頂きたいと考えております。それと、宇治川で試行が始まっているわけですが、いかんせん、河川レンジャーの中身自体がいろいろな方からご指摘を頂いておりますように、固まっておりません。今後、先ほどお話がありました河川管理者がレンジャーを任命するのかという基本的なところも含めてもう一度総合的なあり方というものを試行の中で検討して、またやりながらフィードバックをしていくというやり方になっていかざるを得ないのかなと思っております。

それと、もう1つ。今後の淀川水系流域委員会と新しい取り組みである河川レンジャーとの関係というものも考えてみる必要があると思っております。

谷田委員

32ページの利用-13、14なのですが、低水路整備検討、或いは毛馬閘門の運用のところ、ここまでを河川レンジャーの業務にすると河川レンジャーとしてはしんどいのではないかとというのが1点です。

それから、もう1つ、利用-13の「環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する」ということなのです。要するに淀川のある地域に自然公園法の枠をかけようという話なのですが、これは将来的な方向性としてはよいのですが、今、これを意見書として出すかどうかということについては、時間切れではないかという感じがするのです。要するに、自然公園法の枠をかけるということになりますと、かなり制限がかかります。それから、逆に自然公園法では、例えば水産とか土木関係の、河川関係の事業は排除できなかったと思います。そういう意味では自然公園法ではまずいので、それこそ法律改正をしないと実効的なものにはならないと思います。

寺田部会長

具体的な意見ですが、どうでしょうか。自然公園法の枠をかけるという記述をどうする

のかです。

小竹委員

私は別の意味で、国土交通省として、川の中からだけではなしに、河川レンジャーの守備範囲としては社会側の外側から見た国土交通省を含んだ形でやっていかないとはいけなと考えます。むしろ、流域委員会から、この部分は国土交通省、あとはもう自治体の方でこれをやりなさいと一言入れておいて頂ければ時間的にはいけるのではないかと思います。無理な部分はありますが、そうしておけば展開はあると思うのです。

寺田部会長

谷田委員のご指摘は、「環境省的考えも入れた特別、自然保護区」という記述は自然公園法に基づくという意味だろうけども、こういう提案的な内容は今回の整備内容シートの中での指摘としては削除したらどうかというご意見ですよね。その点についての考え方を皆さま、お出し頂きたいと思います。

有馬委員、ここは言葉足らずの部分もあるのではないかと私は思いますけども、現行の自然公園法の保護区分においてできることはやることについては、これは谷田委員も別に反対ではないのだろうと思います。ただ、それでは不十分な部分というのが当然あるわけで、それは一定の何か新たなゾーニングをすとか、そういう新たな保護区分をつくとか、何かそういうことがないと現行のままでは十分なことができないだろうという問題意識ですね。

谷田委員

もう1つ意見ですが、やはり流域委員会で欠けていた部分は、利用も含めた時に、ゾーニングをして、例えばアンタッチャブルなエリアをつくるかどうかという議論はコンセンサスが得られていないのです。その段階で自然公園法の特別保護区というのをいきなり持ってきても、話が乖離してしまっていると思います。私は前段の議論は必要だと思います。琵琶湖はもちろん国定公園法がかかっています、淀川はかかっていませんので、淀川水系についても要ると思います。ただ、まだその議論が成熟していない時に突然、自然公園法でゾーニングをするというのは、ちょっとリスクが大き過ぎるという感じがするのです。

有馬委員

私見になりますけども、今はそんなアンタッチャブルゾーンなんてものができるような川ではないのです。ですから、かつてゾーニングされて、全然効果がなかったという、むちゃくちゃな現状なのです。ですから私個人では、これについてはちょっと入れられないなという感じなのです。しかし、勝手に削ってしまったら意見を出した人に怒られるしというので、ここに並べてあるということです。

寺田部会長

特にこういう記載をしておく必要があるというお考えがないようでしたら、削除しましょうか。それか、自然公園法の特別地区とか自然保護区という具体的な意見ではなくて、新たな保全のための法的な規制の検討が必要だというくらいでとどめたらよいのではないかと思います。そんなことでまとめて頂くということによろしいですか。それでは有馬委員、お願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

31 ページなのですが、利用-1「水上オートバイの利用規制」の意見で最後の行に「全面禁止の利用規制を実施すべし」という意見になっています。私どもの基礎原案では「淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定し、調査を継続する」として、後になお書きがあるのですが、基礎原案に対して流域委員会の意見書の素案では、水上オートバイやプレジャーボート等の秩序ある水面利用の適正化とカヌー等については、いずれも妥当な方向性であるという全体の意見を頂いているのです。それと、ここで言う全面禁止にすべきだというご意見には矛盾があるのではないかと思いますけども、その辺ちょっと調整して頂いた方がよいかと思います。

有馬委員

こういう意見が出ていますよということで並べてあるということです。

寺田部会長

山本委員の報告の時にも申し上げましたけども、基本的には流域委員会の意見とりまとめですから、いろいろな意見があるという意見羅列はもうしてもらわなくてもよいのです。これはカットしたらよいのです。基礎原案に対する流域委員会の意見というのは基本的に

は固まっていますから、そこで矛盾しないようにするということが一番大事なのです。ですから、そこで出ている基本的な意見にのっかって、整理をして頂くということをお願いしたいと思います。ただ、カットしてしまってよいのかどうか迷うという時は、おっしゃって頂ければ協議します。

非常に短い時間の中で、こういう検討を各班でやって頂きましたので、申し訳なかったのですが、今日のご意見を基本にして修正をして頂くということにしたいと思います。

大分時間をとってしまいまして、本来ならば、休憩をして、部会のとりまとめの検討、資料2-2に入るということになっていますが、休憩なしでこのままやらせて頂きます。申し訳ありませんが、今日は1時までということになっておりまして、午後に、他の部会で検討会を開催するところもあります。

引き続き、資料2-2「淀川部会とりまとめ(案)」ですが、これは既に、前に第1稿、第2稿に対する淀川部会のとりまとめというのをつくって頂いて検討してきてもらっていますので、殆ど議論をやってきたところばかりです。基礎原案が9月5日に出ていますから、基礎原案で第1稿、第2稿から修正された部分等がありますので、その辺を踏まえて、重要な部分で部会とりまとめの内容の説明をお願いしたいと思います。

それでは、木津川、川上ダム担当の原田委員、お願いします。

原田委員

第2稿についてのとりまとめがありましたのでそれを基本に、整備内容シートへの意見をまとめて下さった谷田委員のまとめをそのまま取り込んだところもありますが、実際、整備内容シートについての意見は第2稿で取り上げていない項目についても結構意見が出てきていましたので、その部分については増えています。ただ、木津川にも関係あるのですけれども全体として扱った方がよいだろうというような部分については、もうここではコメントしていません。

まず川上ダムについて最初に書いて、残りを後という形の構成にさせて頂いたのですが、基本的には変わってないと思います。ただ、書き方や構成を整理したつもりなのです。考えとしては、これまでの説明で、既往最大洪水に対する浸水被害の解消という尺度を非常に重視しているいろいろな代替策の評価が行われてきた、そういうことにちょっと疑問がありました。そこで、様々な尺度で、そして、まだこれまで考察してないような代替策についても検討し、そしてその検討においては上野盆地上流という、必ずしも直轄区間だけでない、非常に県管理の区間が大きいところでも全体の治水策として妥当なものである

というような、そういうことを検討して頂きたいと思います。そして、その検討の結果を示す上で、よりわかりやすい表現にして頂いたらというようなことでまとめています。

「利水面」については殆ど前と変わっていませんし、それから「環境面」についてはオオサンショウウオについて、これは先ほどここで議論があった通りなのですが、いろいろな意見が出ていましたので、それを踏まえた形にまとめさせて頂きました。これらのことにかかわらず、いろいろ意見を頂いていながら十分に取り込まれてないとお考えの方がおられましたら、遠慮なくご意見を頂けたらと思います。

以下、「川上ダム以外の木津川部分について」ということでまとめさせて頂いています。先ほど谷田委員が、皆さまから頂いた意見を示した上で、そのまとめを踏まえた考えを書いて頂いているのですが、できるだけそれぞれの意見もポイントを取り込みながらまとめました。ですから、新たにここで説明すべきことというのはそんなにはないかと思いますが、幾つか、前バージョンと内容が若干変わっている部分がありますので、それをちょっと説明させて頂きたいと思います。

魚道についてですが、第2稿に対するとりまとめでは、優先順位をしっかりと考えた上で下流からやっていくのが望ましいのではないかと、木津川班の中ではそういう意見でした。そうではなくて、やれるところからやっていく必要があるのではないかという意見も頂きましたので、そういう両方の考え方があるのだということを、ちゃんとあらわすようにしました。あと、第2稿に対するとりまとめで砂防堰堤について全然触れてなかったのですが、やはり旧来の砂防堰堤については、緊急性があったということもあるので、しょうけども、環境その他に配慮したものになってなかった部分が多いということで、これからつくるものについては、環境等に配慮したものにする必要がありますし、従来のものについても、何らかの改良をすべきだろうというようなことを述べてあります。

その他は、特に口頭で説明すべき部分はないかなと思いますが、取り込む過程で私自身が完全に理解できなくて省いてしまったことになっている意見とかもあるかもしれません。遠慮なくご指摘頂ければと思います。

紀平委員

3ページの「環境面」のところなのですが、木津川のオオサンショウウオの話があります。木津川を上流域と下流域に分けて考えてみた時に、下流域はイタセンパラがいるのです。これは十数年前に見つかって、水が増水して河川敷を洗って、そこにできたタマリ群で産卵して繁殖するという生態がわかってきたのです。そういう意味で笠置くらいから下、

三川合流地点くらいまでのタマリ群というのは非常に大事なのですが、河床低下が起こって今は殆ど干上がってしまっているのです。水がたまっていても腐っているのです。そういうことで、この1、2年はイタセンパラが見つかりません。

ですからやはり、そういう場所をもう一度助けてやるというか、何か方法を考えて水が乗るようにしてもらいたいと思います。木津川では、上流域はオオサンショウウオの生態を視野に入れた回復というか、試みがされていますが、下流域はイタセンパラが生息できれば、二枚貝に産むわけですから、木津川の流水域にはカネヒラというタナゴもおりましてシロヒレタビラもおりまして、それらが産卵するわけです。ですから、イタセンパラだけということはあまり言いたくないのですが、木津川下流域の環境を是非考えて頂きたいと思いましたので、この3ページ後段に書いて頂きたいなと思います。

原田委員

3ページのところは、ダム絡みということでオオサンショウウオばかり挙げさせて頂いたのですが、どうでしょうか。紀平委員のおっしゃったのは、基礎原案の方でどこか項目を追加すべきであるというような提案と思ったらよいのでしょうか。後でまた相談させて頂きます。

寺田部会長

そうですね。原田委員がおっしゃったように、3ページの部分は川上ダムに関する部分での意見なのですね。そこでの治水面と利水面と環境面からのとりまとめです。ですから、3ページの「川上ダム以外の木津川部分について」というところで、基礎原案の項目にはないけども、今、紀平委員がおっしゃっていたのも、付言したらと思います。

谷田委員

基礎原案にはあるのです。38ページで木津川中流部は「かつての砂河川の再生を図るため、河川形状の修復を実施する」というのを出して頂いております。それに対応した整備内容シートは環境-50ということですが、木津川中流部というのは、そういう意味でかなり川らしい川を残すコアエリアになり得ると思っていますので、ぜひ書き入れて頂ければと思います。

紀平委員

基礎原案の38ページですね。「オオサンショウウオの生息環境を保全する」というところに「木津川上流部」とあります。その下に木津川下流部というのを入れてもらったらよいのではないかと思います。

寺田部会長

資料2-2とりまとめ案の5ページ、「5.2.6」ではオオサンショウウオのところだけが入っていますが、「5.2.6」のところにイタセンパラのことも書き加えたらどうでしょうか。

紀平委員

そうですね。わかりました。

谷田委員

私は反対です。イタセンパラとかオオサンショウウオとか、そういうシンボルの生き物を挙げるのは反対です。

寺田部会長

いや、項目で挙げるのではないのですよ。基礎原案の「5.2.6」という項目に対する意見として、ここに書いたらどうかという意味です。

谷田委員

その文章はかなり考えて頂きたいのですが、イタセンパラそのものが大事なのではなくて、河川のダイナミズムを持っている砂河川を保全することが大事なのです。そういう書き方に、是非して頂きたいと思います。

先ほどオオサンショウウオ、猛禽類で私が申し上げたのと同じで、そういうシンボルを前面に出す時代は終わっていると思います。紀平委員にはご理解して頂いていると思います。ですから、その中の1項目としてイタセンパラが入るのは賛成です。

紀平委員

オオサンショウウオだけが大事、イタセンパラだけが大事というような表現は私も賛成ではないのです。

大手委員

5 ページの「砂防えん堤など」で、砂防堰堤に批判があるのはあえて甘受しますが、ただ、そこでは「新規技術の開発と採用が必要であり、従来型のローテクノロジー」と書いてあるのですが、これには疑問を感じるわけです。

原田委員

谷田委員、フォローして頂けませんか。私も迷ったところがあったのですが、いろいろ意見があったところです。

谷田委員

言葉は過ぎていると思いますが、あえて議論を起こすために書いたのです。本意としてはやはり、砂防堰堤ではもっと新しい技術が開発されるべきだと思います。要するにコンクリートの壁をつくっているだけです。私が最近実感したのは、白山で透過型の砂防堰堤をつくったのですが、それがまた、がちがちに固めてあるのです。そんなに固める必要はないだろうと思います。ですから、もっと新規技術開発をやらないといけないと思います。その時の答えが、「それ以上新しいのは地元の業者には難しくできません」という返事だったのです。そういう意味のローテクノロジーなのですが、ローテクノロジーはちょっと言い過ぎですから「従来型の土木業者振興にしかないような」とかいう表現にして、ローテクノロジーは外して頂いても結構です。

大手委員

この流域の場合は直轄もごく少なく、県と協議していかなければという問題があるわけですね。そうしますと、国土交通省からローテクノロジーの砂防工事というわけには、まずならないということですので、ちょっとその点は直したほうがよいと思います。

配慮して頂ければありがたいということです。

原田委員

ありがとうございます。

有馬委員

オオサンショウウオに戻りますが、オオサンショウウオ保全委員会というところを使っているいろいろ検討がされてきたとあるのですが、その保全委員会が出してきた検討結果や調査結果は河川管理者と委員会の中だけでストップしているのではないかなと思います。原田委員はご覧になったことがあるのですか。

原田委員

報告書とか、そういう意味ですか。はい、頂いて読みました。

有馬委員

それで、保全されていますか。

原田委員

とりまとめにも書かせて頂いたのですが、やはり報告書を見る限りは、まだ試験的な段階であって、例えばダムをこれから何年間の間につくるとした時に、その段階で保全が保証されるような対策が確立されているとは、とても思えなかったというのが感想です。

有馬委員

淀川でもモニタリングについていろいろ言ったのは、そこのところですか。保全されているかどうか分からないのに保全、保全と書いてあるわけです。このオオサンショウウオのところでもオオタカについてもイタセンパラでも全部そうです。ですから、その辺りを注意して見ていかないといけないと思います。

原田委員

見てはいるつもりなのですが、このタイトルとして、保全というタイトルをつけない方がよいということですか。

有馬委員

そうですね。

原田委員

これは、河川整備計画基礎原案の方でオオサンショウウオの保全という言葉が使われていて、それに対応する意見という意味の見出しです。ちょっと、考えてみます。

寺田部会長

次に移ってよろしいでしょうか。では、次の桂川の田村委員、お願いします。

今本委員

同じく今の5ページで、先ほど谷田委員が言われた「ローテクノロジーによる土木業者振興にしかないような砂防事業」というのがありますけど、こういう品のない表現は、よくないと思います。もし入れるならば、それに巣くう生態業者もつけ加えておいた方がよいと思います。やはり、品のない表現は要らないと思います。

原田委員

そうですね。

田村委員

それでは、桂川に関する事業についてご説明いたします。

前回報告したところでは、大きく3つの問題で、1つは日吉ダム対策、それから亀岡地区の狭窄部対策、それから下流堤防の補強、この3つの柱を立てて書きました。今回の書き方の全般的な注意事項としては、「はじめに」の10行辺りで書きました。全般的な取り組みが必要であろうということと、他の箇所に関係があり、それから国土交通省と京都府との間の連絡・調整が必要だろうと、このように「はじめに」と書きましたところで基本的にまとめたつもりです。

特に7ページの5.2.1「河川形状」につきまして、これは下流の問題でありますけれども、縦断方向及び横断方向の河川形状の修復については、原則として基礎原案に示された実施及び検討に賛成いたします。個々の事業ごとに、検討に賛成とか、特に希望する事項という形で書いております。それから5.2.4「水質」のところは前は触れませんでしたけれども、様々な検討事項、或いは調査事項の継続がありますけれども、これは原則として全て賛成いたします。ただ、若干この調査に関して留意しなければならないことがあるだろうということで、例えば桂川の場合、支川の上流域からの水質改善というものも今後

検討課題にされなければならないということをつけ加えております。あとは、それぞれの事業ごとに、桂川に関する事業について様々な検討や、或いは時には実施がありますけれども、原則としてそれは賛成で、実施に賛成、検討に賛成という形で結論だけを書いております。

それから、8 ページの下の「治水・防災」です。これが1つ私どもの大きな事項ですが、破堤による被害の回避と軽減については、提言の趣旨に沿った取り決めの限りにおいて賛成いたします。なお、ここでは緊急に堤防補強に必要なところ、それから大下津地区のように現在進行中のところがありますが、いずれも速やかな事業完成が望まれるわけですが、ただ、その際の希望事項として、例えば生活環境面への十分な配慮、或いは環境保全のための配慮等を要望事項でつけ加えました。

それから、新しく入れたのが9ページの5.4「利水」です。これは桂川だけではなくて全体の問題でありまして、今度出される基礎原案に対する意見でも1つの大きな柱になっておりますけれども、水需要の管理と抑制という、提言で示された我々の意図が十分に反映されていると思います。また、取水権の見直しと用途間転用のところでは、やはり基礎原案に対する意見として需要の予測と現実との間の乖離があるということで、とにかくまず、きちっとした調査と、それを検討課題として大きく取り上げる必要があるということで、この5.4を特に挙げさせて頂きました。

「利用」では、水面及び河川敷、漁業、或いは維持管理については皆さまのご意見をまとめただけでありますけれども、原則として、河川管理者がやられることに賛成いたします。それから検討にも賛成いたします。ただ、河川環境保全のための指導のところ、指導とは何かということに疑問がありました。指導にはいろいろあると思いますけれども、要するに河川管理者が積極的にやろうとされること自体には賛成で、但し希望としてはやはり河川レンジャーの協力、それから地域・流域住民の参加というものを密にやって頂きたいということです。これは新たな提案ではありません。提案にすると、また皆さまからいろいろご批判があると思いますので、希望としてつけ加えました。

それからダムについては、新しいダムの建設はこの流域にはありませんけれども、一番大きいのは既設ダムの問題です。既設ダムでも大きく2つに分けて、環境保全のための様々な事業につきましては、原則として賛成いたしました。それから、新しく入りました「ダム水源地域の活性化に向けた周辺環境整備」も賛成ですが、その時の若干の留意事項を書き加えています。それから、既設ダムの再編・運用変更による点について、日吉ダムについては、なお疑問及び検討課題があるということが、11ページにかけての最後の部

分であります。ただ、これはむしろ大戸川ダムの問題として取り上げられるところですし、この前出された基礎原案でも、この点についてはかなり詳しい記述がありましたので、ここはあえて簡単にまとめてあります。そちらを参照して頂きたいと思っています。それから、保津川上流の浸水被害の解消としても、同じように、前回提起したことをここに付け加えただけです。

結局、賛成か、検討に賛成か、問題があるからこういう点に留意して欲しいということだけで、木で鼻をくくったようであまりに簡単過ぎたかもしれません。ぶつぶつと項目ごとに立てましたので細かな文章の切れ端になりましたけど、適当にこれはそれぞれの問題ごとにまとめて書きかえることも考えております。以上です。

寺田部会長

田村委員の報告を聞いていて感じたのですが、もともと委員会で意見書の構成を検討した時に、最初は、部会意見としては、テーマ別部会だけの意見にしようというのがもとの案だったのです。ところがその後、地域別部会の方も、部会意見の中に7つの部会を全部やはり出そうということになったわけです。それで私はよいと思いますが、例えば利水の説明のところも、基礎原案についての意見書があります。素案というので出ている資料2-3-1に載っている分です。そこで基本的なところは、治水はもちろんですけども、利用も環境も全部出てきているわけです。そうしますと、淀川部会の部会とりまとめの中に基本的なことに関わる部分も書くとした場合には、そこの整合性を持つように書いて頂かなくてはならないので、そこをチェックはしておいて頂きたいと思います。場合によっては、基本的なところは、そこへ譲ったらよいのではないかと思います。ですから、田村委員の方は非常に丁寧に、全項目にわたってきれいに書いて頂きましたけども、先ほど例えば原田委員の方が報告されたように、地域的特性に限定した項目に限定してもらっても構わないとは思いますが、もちろん書いて頂いても構いません。ただ、書く場合には今申し上げたように、意見書の素案の基本的な考え方と整合性だけはチェックしておいて頂きたいと思います。

今の意見の部分で質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

山本委員

資料2-2の11ページの5.7.2「大戸川ダム建設」の「日吉ダムにおいても」以下なのですが、現在日吉ダムの水需要や利水機能についての精密な調査をなさっていると

ということで「現在『見直し』による調査、検討中である。『見直し』とは計画中を止めての基から変更して『白紙』の状態にあると解釈するのが最も妥当であろう」という、この一文についてはどうなのでしょう。

塚本委員

私がつけさせてもらったのです。検討中ということは、こういう解釈でよいのではないかと思います。ですから、もとのところをしっかりと、それぞれが意見を出して河川管理者とやりとりをするということが大事だと思います。要するに、検討というのはこういうことだということを皆さまともう1回確認をしましょうということで、このように書かせて頂いたのです。

山本委員

淀川部会としてのご意見ということで理解してよろしいのでしょうか。

寺田部会長

最後の2行の部分ですね。ここはそれまでの具体的意見と違うのですよ。ですから、違和感はあるのです。それと、この2行で、塚本委員の方でおっしゃったような趣旨に皆さまが理解をして頂けるかと言うとちょっと疑問があります。もし書くならば、付言しないと誤解を招きます。ここの部分は必要ですかね。ご意見を頂きたいと思います。

田村委員

私を書きましたものを一遍、塚本委員に添削をして頂いたのです。それで、塚本委員が最後のその3行をつけ加えられたのです。本来は、振り替えのダムの目的変更はきちっと調査してから改めてやるべきだということだったのです。省略しましょう。よろしいでしょう。

塚本委員

はい。

田村委員

それでは削除いたします。

谷田委員

8ページの「土砂」の項目に「同時に、壊滅寸前といわれている暮らしをもとにした源流部および流域水系の森林の保全と整備が図られるべきである」と書いてあります。感情的にはわかるのですが、これは林業が崩壊しているということなのですよ。「壊滅寸前といわれている暮らしをもとにして」というのは、ちょっと具体的に欠けるといえるか、わかりにくいですね。

塚本委員

これも私が書いたものです。話を聞きますと、要するに壊滅的だということを地元の方たちは言われますし、そうでない方も言われているのです。ですから、暮らし自身がもたないという意味ですね。もし保全等をする場合でも、ただお金を出してシステム化するというのは、絶対持続はしないのですよ。そこを言いたかったのです。ですから、言葉をもう少し足したらよいと思います。

谷田委員

いや、全部要らないのではないですか。「源流部」も要らないですね。「流域の森林の保全と整備も図られるべきである」と。

塚本委員

いや、従来は物の考え方としてはそうでしたよ。それでこういうやり方をしてきたわけですよ。だったら、何がというのはやはり入れておくべきだと思いますよ。暮らしというものをしっかり見て、そこに対しての施策をやっていかないといけないというね。

谷田委員

暮らし自身が無定義ですから、殆ど意味がないですよ。

塚本委員

そんなことはないですよ。無定義だからこそいろいろな多様があるわけですよ。ですから、それに取り組んでいくということが大事なことで、そうしないと実態はできないということですよ。谷田委員も多様性ということではいろいろやっておられるでしょう。人間もやは

り多様なのです。多様なことをしっかりと把握するということは大事です。

寺田部会長

ですから、塚本委員の方がこれを維持すべきだと言うのであれば、どのように表現を変えるかという対案を示さなくてはいけないと思います。

前半の部分は要らないでしょうというご意見なのです。それに対して残すとすればこういう形で残したらどうかという提案があれば出してもらったらよいと思います。

榎屋部会長代理

私も今見ていて思ったのですが、「土砂」のところに森林の保全が入っていますが、森林の保全というのを別の項目にして具体的に言わないといけませんね。

谷田委員

森林保全をすることについて、土砂の過剰供給をとめるという、それはよくわかります。源流及び流域の森林の保全と整備が図られるべきで、そのためには中山間地域で暮らしが成立するようなというような表現を入れて頂ければ良いと思うのです。

塚本委員

それでありがたいと思います。

田村委員

今のようなことは、全般的なことになります。淀川問題の総論部分というものがあれば、本来そこでまとめて頂くべきだと思います。河川レンジャーにしてもそうだと思いますし、河川関係のモニタリングも一般的にそうだろうと思います。ですから、もしもこういうものを取り上げるとすれば、どこかで取り上げて頂くか、或いは部会長や部会長代理のところで、格調の高い、淀川の部分の総論文章でも書いて頂ければ、全部そこにお任せしたいと思っています。

川上委員

この部分は確かに「土砂移動の障害を軽減策として」というように、森林の問題をここで書くには違和感があります。「はじめに」というところがありますね。ここに書いて頂い

たらいかがでしょうか。

田村委員

桂川だけでですか。

川上委員

桂川だけで、取り敢えず書いたらどうでしょうか。と申しますのは、淀川部会とりまとめには最初の前書きとありますが、総論というのがありませんので、桂川のところで書いたらどうでしょうか。

塚本委員

そこはありがたいですね。やはり初めの方でそういうことをしっかり表現できるというのは非常に大事なことではないかなと思います。桂川を見ても、やはり山と川がよいというのはそこに生活があって守られていくということを痛感していますので。

寺田部会長

それでは、ここは検討課題で残しましょう。桂川に限定した問題ではないことは間違いありません。それから、森林の保全というのは単に土砂移動だけの問題でももちろんありませんし、非常に広範な問題なので、総論的な箇所では指摘をしておけば、あえてここには要らないだろうと思います。森林保全ということを指摘する場面においては、塚本委員がおっしゃっているように、こういう暮らしの問題を、過疎に悩む、後継者もいない、山は荒れていく一方だということが森林の荒廃に結びついているということを頭に置いてちゃんと書くということは、どなたもおわかりだと思いますから、それはどこかで触れることにしましょうか。その辺は検討させて頂くということによろしいですか。

塚本委員

ちょっとつけ加えさせて頂いたら、要するに堤防強化等やっていく時に、少し間伐材を、国産のものを、現場のものを入れていったらかなりその生活が変わっていくということも少し手ごたえとしてあったのでということです。

寺田部会長

他のご意見は何かありませんでしょうか。

なければ、次の3番目、宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業の部分を今本委員、お願いします。

今本委員

9月5日の第24回の委員会、もう1カ月以上前ですが、その時に出したのから変えていないのです。これはとりまとめをどのようにするかということに迷っていたということ、意見書の素案づくりに時間を割いていたことが、その理由です。他の検討班と合わせて、全面的に書き直したいと思います。

資料2-2では洗堰から瀬田川、宇治川、それから瀬田川に合流する大戸川を対象にして書いているのですが、この中でのポイントは、琵琶湖後期放流に対応する一連区間の整備事業、それから大戸川ダムに関する事業です。後期放流に対応する事業は鹿跳の狭窄部から天ヶ瀬ダムの再開発に至るまで、いろいろあります。その後、河川管理者からかなり詳しく状況の説明を受けましたが、まだちょっと納得できないところもあります。例えば琵琶湖の水位と被害との関係です。琵琶湖の水位を、例えば20cm下げるといえるのはわかるのですが、そのことで被害がどの程度軽減されるのか、或いは他にもっと方法はないのか、よくわかっておりません。それから、洗堰を全開してもそこから流れ出る流量は琵琶湖の水位と下流側の水位によって決まります。そういうもろもろのところ、まだちょっとわからないところがあります。例えば、鹿跳溪谷は非常に急流で、急流なところの水位というのは流れの状態によって、これは専門的な話になりますが常流と射流という区別があります。射流ならば、上流の水位によって決まってくるのです。常流は下流水位によって決まってくるのです。その計算結果を見させて頂きますと、どうも射流のように見えてしょうがないのです。その計算が本当に正しいのかどうか、これは計算された人に対して失礼かも知れませんが、間違った計算をしてしまうことがあるのも事実です。その辺のチェック等を考えていて、少し遅れていますが、期限内にはまとめたいと思います。でき次第皆さまにお送りして、意見を募りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

中身について以前の部会で説明しましたので、省略させて頂きました。

寺田部会長

基本的なところは依然と変わらないということです。なお、一部補充追加するところが

あるという意味ですね。

今本委員

はい。特に、環境面とか他の部分のところは全く触れていませんから。ここにももちろん環境等の問題がありますので、その辺のところをつけ加えます。

紀平委員

環境の部分がまだ抜けていると説明されたので、安心したのですが、瀬田川、宇治川にはここしかない生物がいます。ナカセコカワニナというのがいるのです。琵琶湖固有種もたくさんいるのです。非常に大事な水域なので、また私も相談させていただきます。よろしくをお願いします。

寺田部会長

こういう部分をつけ加えた方がよいというご意見があれば、今本委員の方に具体的な文章で提案を頂いたらよいと思います。

他になければ、次に移りますがよろしいでしょうか。それでは、最後の淀川本川、紀平委員、よろしくをお願いします。

紀平委員

それでは、最後になりましたが、基礎原案の方は31ページからということになっております。そして、整備内容シートの方では先ほど有馬委員が説明されました資料2-1-1の27ページからになっております。実際にこれから話をさせて頂くのは、資料2-2の15ページからであります。

実際にこれをまとめようと思って、どのようにまとめたらよいのかということで丸一日は筆が走りませんでした。有馬委員から、資料2-1-1の整備内容シートに沿って各委員の意見をまとめてもらったものを火曜日に送って頂いて、これを見ていこうという形で、皆さまのまとめ方とは違うかも知れませんが、15ページのようにまとめてみました。

特に、淀川本川に関する事業というのは、整備内容シートを見ても、環境面について全体的に現状の問題点をよくとらえて、河川形状の改善、修復、再生ということに取り組んでおられて、生態系の回復をしていこうということが全体を貫いているというか、

姿勢は高く評価したいと思います。当面、実施可能な範囲から取り組んで、モニタリングの結果、検討、実施へとできるだけ早く移して欲しいという気持ちがあります。

モニタリングのことについても、先ほど有馬委員の方からおっしゃったわけですが、モニタリングについてはその事業に合った有効なモニタリングが行われることが重要であるということです。それをどこで評価して、どう取り組んでいくかという時に、やはり組織というか研究会というか、そういう場所が要るのではないかということを思います。

具体的な整備内容シートにおける河川形状と生態系のところで、総合的に問題点を考えながら説明した方がよくわかるかと思ひまして、淀川本川を3つの区分に分けました。即ち三川合流点から枚方大橋付近までの流水域、それから淀川大堰までの湛水域、さらに下流の汽水域と分けて、そしてその問題点にどのように具体的に取り組んでおられるかということでもとめてみました。

最初に、流水域の事業なのですが、この地域は幾らか自然が残っていて、ここで一番問題なのは河床低下が一番著しいところで、3、4m下がっているわけですが、かつてこの地域にはワンド群がずっとあったわけでありまして。しかし、河床低下のためにワンド群は干し上がっています。さらに、鵜殿のヨシ原も干し上がっているというか、干陸化して水が上がってきません。もちろん、高水敷、ゴルフ場とかありますけども、この十数年水が上がったことはありません。また、この地域の特徴としては寄州があります。水無瀬地区、楠葉ゴルフ場の本川側にも大きな寄州帯があります。これはかつての低水路なのですが、ここがかなり干陸化しているわけです。この地域の問題は、これからさらなる河床低下を防ぐことが非常に大事な観点だと思ひます。

それから、干陸化した先ほどの低水路、寄州帯、或いは高水敷でも切り下げられるところがあれば、切り下げて頂きたいと思ひます。或いは鵜殿は完全に高水敷を切り下げていくわけです。切り下げするのが何故必要なのかですが、攪乱頻度を増やして、水によって、また生態系を回復していこうということが大事なのです。なだらかな、複雑な水辺移行帯というのは非常に川の生き物にとったら大事なことです。

こうしたことを頭に入れて眺めてみますと、実施事業にまとめて資料2-2に書きましたが、実施事業は楠葉地区、牧野地区のワンド群の再生というのがあります。これは、環境-3、4です。上流域は昔あったわけですが、その再生なのです。上流域にそういった水生生物の供給源があるということは非常に大事なことで、これが早く復活するということが大事だと思ひています。

次の鵜殿地区なのですが、この整備はこれまで多くのモニタリングが行われております。

その結果、攪乱というのが非常に大事だということはわかっているわけで、高水敷を切り下げることになっているわけですが、ただ、ヨシ原の保全だけを目的にするのではなくて、様々な水辺の回復ということで、例えばワンドやタマリをセットとして環境を考えるべきではないと思います。まだ全体像というのが見えてこないのですが、全体像を早急に検討して欲しいというのが実施事業のところであります。

次に検討事項なのですけれども、水無瀬地区、干陸化した寄州帯ですが、これは環境 - 11です。これも切り下げ。これはこの他にも寄州帯が、淀川全体に、例えば鳥飼の左岸側にもかなり大きな寄州帯があります。全体的に淀川を調べて頂いて、まず、水無瀬地区は検討ということですが、まずここから実施に移して頂いて、淀川全体にあるそういった干陸化した寄州帯等を検討して欲しいと思います。そのモデルという感じで水無瀬地区は、今検討というのは結構なのですが、できるだけ早いうちに実施に移されるようにお願いしたいと思います。

それから、前島地区、唐崎地区なのですが、これは環境 - 12ですね。これは淀川大堰のバックウォーターの上限付近になります。枚方大橋に割に近いところになります。しかし、ここは冠水域といえども、かなり上流限にありますので、時々増水の時はかなり流れもありますし、流水域の下手になるわけで、まだ水による影響がかなりあるところですね。そこで特に唐崎地区についてはかなり広大な計画がなされておりますけれども、これは有馬委員からも先ほど説明がありましたように、できたらここが将来は淀川一の供給源になって欲しいと思います。

湛水域における事業なのですが、この地区は淀川大堰のバックウォーターとなっている部分で、鳥飼大橋までは幾らか流れはありますけれども、それから下流は流れがないということです。現在淀川でワンドがまとまって残っているという場所は城北ワンド群と庭窪ワンド群、主にこの2カ所しかないわけですね。ここで非常にいろいろな問題が起こっております。水の流れがないためにいろいろな生物がだんだん少なくなっているというか、或いは流れてきたウォーターレタスがワンドで大繁殖しているということが起こっています。水質が悪化しているということもあります。これからこのように劣化したワンドをどのように改善していくかというのが大きな問題だと思います。

今度は湛水域における実施事業なのですが、環境 - 2 というのがあります。庭窪地区です。これは鳥飼大橋の直下流の左岸なのですけれども、現在、低水路護岸からちょっと奥まったところになっておりまして、ごみとかいろいろな物が流れてくるということです。岸辺が臭いというか、大変な状態です。ですから、沖出しされるということは非常に賛成

です。しかし、今度つくられる時には、再びごみが流れてこないような、水制とかいろいろな工夫が必要だと考えられます。せっかくつくっても、そういうものが流れてきたら台なしです。

それから、赤川地区です。環境 - 6 です。これはワンドの整備だけではなく、様々な水辺の保全を明記すべきで、ここは城北ワンド群と連続させて水の動きを生じさせようということですが、大堰を連動させてできるだけ効果が上がるようにして頂きたいと思えます。

次が環境 - 47、城北地区です。ここは劣化しておりますので早急に実施できることから実施して頂きたいと思えます。特に、近年はウォーターレタスの問題がありまして、増えたウォーターレタスを取るということだけではなくて、上流の供給源を絶つということが大事だと山本委員もおっしゃっております。

次に、環境 - 48 の豊里地区です。ここも城北ワンド群の真向かいにありまして、非常に湛水域としての宿命を持っております。ここは今樹林化してしまっていて、大変劣化しておりますが、この地区も何とか回復するようにして欲しいと思えます。

それから、湛水域における検討事項で、環境 - 52 なのですが、鳥飼地区の方は一応検討で可です。

それから、3 つ目に汽水域です。淀川大堰より下流の新淀川は汽水域と呼ばれているわけですが、実際には洪水の時以外には水は殆ど流れていません。放水路として位置付けられているわけですが、従って、平常時は汽水域とは言えず、塩分濃度が高くて海の一部である感潮域であると、そんな感じのところになっております。従って、これを将来どうするかというのは大きな問題だと思えます。また、この区域には十三地区にややまとまった干潟がこれまで続いて残っているわけですが、それ以外に干潟は殆ど存在していません。従って、実施事項で今、海老江、西中島、このようにつくられるということはいろいろな意味で水鳥のえさ場となり、非常に大事なことで、実施で可としております。

それから、十三地区は生物相も豊富で、汽水域では一番よい場所になっております。ここをベースにして、この地区の干潟をさらに増大というか、横に広げていくというか、有馬委員も先ほど、少しでもつなげていくというか、そういうことが大事だとおっしゃっていましたが、そのように感じられます。

汽水域における検討事業ですが、環境 - 16、大淀地区、これは検討で可ということです。これは、中津地区も両方合わせて高水敷を切り下げて干潟をつくらうということですので、ありがたいと思っております。

それから、4番目に魚道に関する事業です。環境-18です。淀川大堰実施で可とここにも書いてありますが、淀川大堰を今全面的に改造するというのではなくて、今淀川大堰には左岸と右岸にそれぞれ魚道があります。それで、整備内容シートの環境-18にこれまでのアユを対象にしてきた魚道から、多様な魚道を甲殻類が遡上・降下するように構造を改善するとなっていますけども、具体的にどのように改善するのかというのがよくわかりません。

例えば、今の魚道で簡単にすぐに改善できて、効果があるとするならばよいのですが、左岸の魚道の隔壁に、右岸にはあるのですが、切りかきというのがないのですね。段違いになっていないのです。それを直すとかかなり効果は上がるだろうと思います。2つ目には左岸も右岸もどちらにも流れている魚道のすぐ横に呼び水水路というのがあるわけですね。これがあまりにも急なために、魚が登ってこられないのです。その出口に呼び水ということなのですけれども、出口は全く潮が満ちてきたら流れは生じていなくて、呼び水の働きをしていないわけです。しかし、魚道のすぐ横を通って、湛水域に上流に上がれる道筋になっているので、ここを緩傾斜にしたらかなり効果が出ると考えられます。まず、その辺りから改善して欲しいなと思います。

抜本的にはやはりアユを対象ではなくて、また今後、大堰を改築、舟運ということで何か考えられているようだけれども、魚道について専門家で十分検討してよい魚道にして欲しいということです。

最後の1行は私の全く個人的な意見ですが、将来は河川敷を流れて、側流魚道方式というのを視野に入れて欲しいと思います。

毛馬閘門ですけれども、こちらは環境-19なのですが、この辺りには魚道はありません。それで、閘門操作によって、下流側をあけて、魚を入れて上流側をあけてというか、何かそのような試みでもしてみようということでここに載っております。そういうことについてはやられてもありがたいことだとは思いますが、できれば将来は魚道をつくって欲しいと思います。

3番目ですけれども、本川と支川の合流部、その構造、堰、落差工の魚道のあり方についても、十分これから検討して欲しいと思います。それから、堰、ダムに関する事業ですが、淀川大堰、これは環境-29というところにあるわけですが、春季から夏に平常時に湛水域のワンドの水質を改善するためにということで、現在試行しております。もう少し試行されて、その効果を検討して欲しいと思います。実施で可です。

それから、環境-35、36。淀川大堰下流、大川、神崎川の維持流量の検討、これも早急

に検討されて、大堰下流に真水を供給して汽水域を取り戻して欲しいと思います。

それから、環境 - 31 で、淀川大堰の汽水域の生物に配慮したという、これも一緒ですね。これは特に今の大堰でアユの遡上時期に少し放流量を考えてみようというわけですけども、すぐできるところからということで、実施されるのは結構だと考えます。

それから、次が瀬田洗堰、天ヶ瀬ダムなのですけれども、今までよく言ってきましたけれども、急に水位が下がる時に閉めないで、徐々に下げて欲しいということは、特に楠葉地区辺りの流水域の下がり方が激しいので、そこで魚がかなり逃げ遅れるということが起こっています。従って、そういうことについて操作を実施というのは非常にありがたいというふうに考えております。

環境という形で整理をしました。あと、治水とかいろいろあるのですけれども、その辺が専門でないために、うまくまとめられなかったので、今本委員といろいろご相談をしながら、まとめていきたいと考えております。

楨村委員

モニタリングのことと流水域、湛水域、汽水域と3つについてお書き頂いていることはこれで細かくてよいと思います。ただ、3つほどつけ加えた方がよいではないかということがあろうかと思います。

1つは、河川レンジャーのことで、これは全体として書いた方がよいかわかりませんが、淀川本川はスペースも大きいですし、河川レンジャーの活躍の場が広いところでもあろうと思いますので、河川レンジャーのことに書いて書いた方がよいのではないかと思います。全体でもよいと思います。

それから、先ほど出ておりました一津屋地区のこともありますので、水面の利用についてどう判断するかということを書いた方がよいのではないかというのが1つです。

もう1つ大きなことは、河川敷のことで、桂川の方で9ページに河川敷のことが述べられております。もし、川ごとに河川敷のことを述べるならば、9ページのところでは桂川としての河川敷の特徴的なことがあるので、それをこちらに書くかということですが、本川については、占用しているところも多く、それからたくさんの方が利用しているところでもあります。それで、淀川河川公園の今後の計画のこともありますし、河川敷のことにどう判断するか、大きな視点でこれをやるために河川敷のことをどのように判断するかということを書くべきではないかと思います。

というのは、基礎原案の57ページの一番後ろで関連施設として淀川河川公園が出てくる

わけです。河川整備計画基礎原案との整合を図りつつ云々ということで、1)、2)、3)というのがあります。これを見る限り、「老朽化施設の更新・補修」ということで、更新の中につくり直すということが入っているのかどうかわかりませんが、もしされとしても、河川公園のコンセプトを変えて頂かなければならないということがあるのではないかと思うので、ここではっきりと書いておく必要があると思います。その辺の判断を淀川部会として書いておいた方がよいのではないかと思います。

寺田部会長

再確認をしておきたいのですが、報告して頂いた資料2-2「淀川部会とりまとめ(案)」というのは、意見書の最後の章である「部会意見」なのです。ここで部会意見として、何を一番中心に意見として出すかというのは、基礎原案の第5章「具体的な整備内容」という項目について、特に地域的な特性の点で意見を述べるところを書くということなのです。とにかく、これを書いてもらわないといけないのです。ですから、今のところも、基礎原案の第5章の5.1から5.8までの項目に沿って、例えば淀川本川であれば淀川本川に関わる重要な部分を取り上げて頂いて、そして書いて頂くというものです。

榎村委員のご意見の最初のところは、一般的に書くところは、基本的にはここで書くのではないのです。例えば河川レンジャーというのは、先ほども私が提案しましたように、個々に書いてもらってもよいのですが、整合性がなかったらおかしくなってしまうのです。ですから、むしろ河川レンジャーというのは住民参加部会の方で全体的な意見をお出しになりますから、そこできちっと書いて頂ければ、そこはもうその部分を見て下さいというだけでよいわけです。

部会意見のとりまとめは整備内容シートへの意見とも違うのです。これは先ほど随分時間をかけて検討して頂いたように、全体の構成の中では「河川整備の内容について」という項目のところで、これは各部会が各部会の守備範囲のところで、整備内容シートに出てくる個々の事業についての意見を述べるということなのです。これは各部会で作業しましょうということになっておりますから、これは先ほどもうやりました。

従って、「淀川部会とりまとめ(案)」という資料2-2のところは、基礎原案の5.1から5.8までの基本的な整備内容についての意見を、各地域の特性の範囲内で取り上げて頂くということです。もちろん整備内容シートも事業の内容ですから、それも敷衍してもらって構わないのです。構わないのだけでも、それを主体に書いてもらったのでは整備内容シートに対する意見と重複してしまうのです。しかも、そこでまた整合性の問題が出てきま

すので、基本的には基礎原案の5.1から5.8の項目の順番で、全項目にわたらなくてもよいですから、特に、例えば桂川なら桂川、淀川本川なら淀川本川、木津川なら木津川の守備範囲で、ここは触れておく方がよいというところを取り上げてもらいたいということです。そういうことで再構成をして頂きたいと思います。

その点では、最初に班編成をしてこのとりまとめをして頂く段階で必ずしも、そういうイメージがきちりしてなかったので申し訳なかったのですが、そういう趣旨で全体的にもう一遍見直しをして頂いて、取捨選択して頂ければと思います。それで、重ね重ねで恐縮ですが、とりまとめの最終稿にして頂く時には、資料2-3-1の全体としての意見書素案、これは河川整備の方針について、まさに淀川水系流域委員会の基本的な考え方を全般にわたって述べているわけですね。ここと整合性を持たせて欲しいのです。これと食い違ったら困りますので、ここを一番きちりと書いて頂きたいのです。この意見書素案をよく読んだ上で個別の整備事業についての意見を書いて頂きたいということです。

淀川本川については、榎村委員からご提案がありました、特に最後の3番目におっしゃった淀川自然公園は、まさにこの淀川本川のところで取り上げるのが一番適しているテーマです。ですから、ここはやはりきちりした意見を述べておく必要があるだろうと思います。

有馬委員

榎村委員、河川レンジャーについて、利用面について、河川敷について、これは文案をきちんと出して頂けませんか。是非お願いしたいと思います。

榎村委員

先ほどの整備内容シートのとりまとめというのが私もよくわからないのです。それと基礎原案とこれとが整合しないといけませんのでしょうか。そうすると、時系列でそれができるかどうか。先ほどは別々に出してもよいようなお話もあったのですが、どうなのでしょう。

寺田部会長

有馬委員がおっしゃっているのは、整備内容シートのとりまとめをする上において、例えば淀川自然公園についてのご意見は出して下さいということだと思います。

榎村委員

はい。それは出します。

委員の意見には、全く反対の意見もあるわけですね。今は淀川の整備内容シートについて、いろいろ方向性を出して他のところに反映させていくということなのですが、それはそしたら、整備内容シートについてのとりまとめは、今日で終わって合意ができたという判断でよろしいのですね。

寺田部会長

全体としての整合性は、作業部会の方で点検してもらえるわけです。

榎村委員

点検をしてもらえるのであれば、とりまとめ役は最後のところまで判断しなくてもよいということなのでしょう。

今本委員

整備内容シートについては、淀川部会に関係するところはできるだけ淀川部会でとりまとめたいのですが、他の委員の人たちにも当然発言する権利があります。それをトータルとして整理するのが作業部会です。

今、榎村委員が、こうこうこういうところをこうなさい、こうなさいとご意見を言われた部分については、是非それを文章にして書いてくださいということです。整備内容シートとは関係ないのです。今言われたことを書かれて、それがもし整備内容シートと整合性が合ってなければ、その段階でその原稿に対して他の人の意見が出てきて修正したらよいわけですから。

榎村委員

意見は書きます。

委員会として整備内容シートのとりまとめと部会ごとのとりまとめとがどのように整合していくのか、それが作業部会でどうなっていくのかということをお聞きしたかったのです。

今本委員

整備内容シートの最終的なとりまとめは作業部会が行います。淀川に関するところは淀

川部会が、その原案を出して欲しいということです。

槇村委員

はい、わかりました。すいません、淀川部会のことと全体のとりまとめをまぜて言ってしまったので、失礼しました。

寺田部会長

特にご意見がなければ、これくらいで議論を終わりたいと思います。

今日検討をして頂いた整備内容シートについてのまとめの意見、それから部会とりまとめの意見についての確定ですが、これは今日の議論を踏まえて補充、修正等をして頂いて、それを提出して頂くスケジュールを決めたいと思います。資料3をご覧頂きたいと思います。これは今後の日程が載っていますが、今後はもう殆どないのです。10月17日に運営会議がありますが、その前に、これはもう明後日ですけども、水曜、木曜と2日間作業部会の方が、現在もやっておられますが、最終的な意見書の案的なものを運営会議に出すための作業をやっておられるわけです。17日の運営会議では、淀川もそうですが、各地域別部会、テーマ別部会から上がってきたものが、ここで一応は全部そろうことになっているわけですね。それで、そろったものを基本にして運営会議で、大筋それで修正するところがなければ、ここで原案確定になるわけです。

ただ、運営会議及びそれ以後の作業部会の中での作業がもちろんまだ続くわけですけども、10月29日がタイムリミットだということです。この時の委員会で、意見書を確定するという事になっているわけですね。そうしますと一番望ましいのは、少なくとも運営会議の前の16日までには、各検討班のリーダーの皆さまの方で、申し訳ありませんけども修正したものをつくって頂いて、そして庶務の方にお出しを頂きたいと思います。16日中に着くようにということになりますと、あと3日しかありませんけども、何とかそれでお願いをしたいと思います。そんなスケジュールでよろしいかと聞かれて、よろしいとはなかなか言えないかもしれませんが、お願いをするしかないということです。そういう作業等に関して何か意見、質問がありましたらどうぞ。

ただ、先ほどは整備内容シートのところで私の個人的な意見を申し上げましたけども、これはなかなか、こういうスケジュールの中で責任を持った意見書にするというのは難しいのではないかと思います。ですから場合によっては、これは運営会議で検討してもらいますけども、整備内容シートの部分についての意見はちょっと遅れるかもしれないという

感じがしないでもありません。しかし、予定どおりできるように最大限の努力をして頂ければと思いますけども、そんなことでよろしいですか。

今本委員

1つだけ追加をお願いします。

その時には、できればこれまでに議論してきたことを是非ベースにして書いて頂きたいと思います。つまり、今日の整備内容シートの内容でも、15ページのダム-24というところの最後の2行で、「究極の土砂移動の保証は、ダムの撤去です」と書いてあります。こういうことは議論されていません。ちょっと考えて頂きたいのです。作業部会で本当に苦労しますので、これまでの議論の成果を踏まえてお書き頂くようにお願いします。

寺田部会長

よろしいでしょうか。無理ばかりお願いして恐縮ですけども、短い期間の中で皆さまががんばっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

谷田委員

要するに、我々が出した提言の内容に含まれていけばよいのですよね。提言は議論したものですよね。

今本委員

そうです。

寺田部会長

谷田委員がおっしゃったことはその通りで、提言で提案をしたことがこの基礎原案に反映されていない、それが重要な部分で反映されていないというところがあれば、これは意見として指摘をするということは、まさにこの意見書の中で大事なことです。

山本委員

今日「淀川部分とりまとめ(案)」というのを先ほど審議して頂いたのですけれども、修正するところとか追加するところとかもお聞きして頭に置きましたけれども、これをもとにしてよろしいのですね。

寺田部会長

はい。

他に河川管理者の方は何かありますか。なければ議題の審議は終わりますので、よろしいですか。

それでは、大分時間をオーバーして恐縮ですが、傍聴して頂いている皆さまの方からご意見があればお聞かせ頂きたいと思います。

傍聴者(橋本)

日本野鳥の会大阪支部の橋本です。

資料2-1-1の31ページに「水上オートバイの利用規制」とあります。私どももずっと鳥を淀川で見えていまして苦々しく思っています。92年くらいから水上オートバイの規制についての要望を淀川河川事務所の方に出しているのですが、淀川の水面は自由使用だということでした。これを規制するには条例が必要だということをお聞きしたのですけども、これは河川管理者の方で規制できるものか、或いはこの事業で府とか市の条例まで作り上げていかれるのかという、それがちょっと質問です。

それからもう1つ、29ページの環境-49で、十三の干潟の再生、拡大ですか、これもまことに私どもとしては結構だと思います。細かい話になるのですが、最近新聞で報道されて、ここでヤマトシジミがたくさんとれるということで、たくさんの人たちがこの干潟に来られるのですね。それでシギ、チドリというのが、これは旅鳥なんですけども、4、5、6、7月くらいまで淀川にもたくさん来るのです。かなり大型のものが来るのですね。オオソリハシシギとかね。これは南港野鳥園でも来ないのです。淀川に来るのですね。ところが、よく見ていると、この干潟に来たいのですけども、シジミをとる人たちがいて来られないというようなことがあります。シジミをとる人たちも尊重しなければいけませんし、鳥たちにもやはり干潟を利用して頂きたいということで、4、5、6、7月くらいまでは、鳥にも干潟を提供するのだというような配慮も必要ではないかなと思いました。以上です。

寺田部会長

ここではご意見をお聞きするという事になっておりますが、第1の質問的なところですけれども、これは河川管理者がだれかということによって決まる問題であって、都道府県である場合は都道府県が一定の法的根拠で、例えば条例制定ということで管理されるか

もしも、それは主体が決まれば決まる問題だと思いますけども、そんなことでよろしいでしょうか。2番目の方はご意見としてお聞きしたいと思います。

傍聴者(千代延)

吹田の千代延です。

2つありまして、1つは委員会に対する要望です。先ほど寺田部会長から最後に、このようにまとめて欲しいというお話がありましたけど、これは9月30日の委員会が終わった段階で言うべきことだったと思います。仕方がないんですけども、全体の作業が遅れていると思います。このまま10月29日の委員会になだれ込んで終わってしまえば、今まで随分熱心に議論されてきたのに、画竜点睛を欠くということに終わるのではないかという懸念を持っています。しかし、一方では試験勉強と同じような面もありますので、最終段階で消化不良であると判断されましたら、29日には総論の部分だけあげて、あとの各論については消化不良のまま出して頂かないよう、そのようなご検討をお願いしたいと思います。

河川管理者側はプロの集団ですから、時間もありますし、それがよい悪いは別にしまして、それなりにきっちりおやりになっていますので、それに対する意見書ですから、四つ相撲がとれなければ意味がないわけです。我々もこうして傍聴に、できるだけ来させて頂いていますが、それは流域委員会がどのように河川管理者に対応して頂けるか、それに大変な期待を持って来ているわけです。従いまして、よくご判断の上、進めて頂きたいと思います。

それから、今、気がつきましたけど、ご本人が来てらっしゃいますが、一般からの意見でいつも関西のダムと水道を考える会の野村さんがたくさん意見をお出しになって大変詳しい方なのですが、今日の参考資料1の411に「水需要精査についての質問」というのがあります。

この質問に書いてありますように、基礎原案には、水需要の精査の時期は水利権の更新時期と書かれていたと思います。もしそれがそうなら、野村さんのお書きになった水利権の更新時期というのは、平成20年であったり平成31年であったり平成18年であったり、はるか先になっているわけです。ダムについては調査検討とかいろいろ言われておりますが、これは1、2年のことと私どもは期待しているわけです。ですから、そのことは委員の皆さまもわかってらっしゃると思いますけども、どなたかにはっきり、それはいつの時期かということをお答え頂きたいわけです。本当は河川管理者の方に直接お聞きしたいので

すが、それはルール違反ということを言われておりますので、委員の皆さまから、できるだけはっきりしたお答えを頂きたいと思えます。以上です。

寺田部会長

貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。2番目の方は利水部会の方で、そういうことを前提に、今おっしゃったような趣旨の意見も入っているものができつつあります。検証もしております。

それから、第1の方はおっしゃる通りなのです。ただ、今回の基礎原案は第1稿、第2稿を経て、その発展途上として最終的に出てきたもので、突然この9月から我々の方で議論してきたわけではありません。それから整備内容シートも、もちろん以前に出たものについては、詳しく流域委員会が検討してきております。大事なことは、流域委員会全体の基本的な意見の部分と、それから個別の事業に対する意見の部分とが整合性が欠けてないかどうかという、そういう点検がきちっとできた上でやはり発表しなくてはならないと思っております。先ほど貴重なご意見を頂きました通り、10月29日までに、本当はそれができなければ少々時間を先延ばししてでも責任のある意見書をつくるようにしたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

傍聴者(野村)

関西のダムと水道を考える会の野村です。

2つ申し上げようと思っていたのですが、そのうちの1つを、千代延さんが言ってくれましたのでそれは省きたいと思えます。私は、その他にも、411-2の方に質問2として「大阪市(上水)の精査を行っているのでしょうか」という質問も出させて頂いております。

前ページをご覧頂いたらわかりますように、大阪市の上水は水利権の許可期限が今年の6月30日に既に来ているということなのです。それで現在、審査中であるということです。近畿地方整備局に先日お伺いしましたら、こういうご回答でしたので、それならばよい機会だと思えました。大阪市は非常に水利権を余らせております。新たな5つのダムで開発予定の水量を上回る水量を余らせておりますので、是非この機会に大阪市についても精査確認をお願いしたいということです。

それからもう1点なのですが、今日のご議論の中で川上ダムについてなのですが、「淀川部会とりまとめ(案)」の2ページ目の下の方に「利水面」という部分がありまして、ここ

に川上ダムの利水についてのご意見が書かれているのですけども、水利権の転用ということが書かれているだけだと思いますね。これでは全く突っ込みが浅いと私どもは思います。

結論から言いますと、川上ダムの利水の一番の問題点は伊賀水道だと思いますね。ご承知の通り、奈良県も関与していますし西宮市も参画しておりますが、西宮市はもう撤退の意向で、奈良県は先日私どもが意見書で出しましたように、大滝ダムが完成しましたら全く木津川からの取水は必要なくなると思います。残るのは伊賀水道なのです。ここがどうなのかということがポイントなわけです。

それで、私たちもこれについては十分調査できてないのですが、今のところでは、要するに、今のところは木津川から取水するという形になっているわけです。川上ダムの数 km 下流のところでは三川が合流する手前の上野市で取水しまして、上野市にありますゆめが丘という新しく造成されたところなのですが、そこに浄水場をつくって、そこから上野市を初めとして青山町、伊賀町、阿山町、或いは大山田村等に上水を送水すると、こういう計画になっているのです。

私どもがちょっと疑問に思いますのは、実はご承知の通り服部川という川もありますし、柘植川という川もあるわけですね。この三川が合流して岩倉峡に入っていくという状態です。上野市と青山町は木津川沿いにありますけれども、伊賀町、阿山町は柘植川沿いにあります。それから大山田村は服部川沿いにあります。そういう状況であるのに、わざわざ一番西の端の木津川からとって、そこから2つの川を越して送水管を今、工事中なのです。もうかなりの部分がされているのですけども、こういう状況なのです。

それで疑問といいますのは、服部川からも幾らか取れないのかとか、或いは柘植川からも幾らか取れないのかということです。阿山町だったら柘植川からいけるのではないかと、大山田村だったら服部川でいけるのではないかと思います。現在工事をやっています送水管も、かなり利用できると思いますね。それは利用しながら、しかしその取水点、浄水場は何カ所かに分散することによって、そういう方法が可能なのではないかと思います。その辺の検討は十分されたのだろうか、という疑問を持っております。我々素人ではなかなかそこまでの調査は難しいですので、是非この際、河川管理者にその辺の突っ込んだご検討を。もしされているのだったら、その辺の資料公開を是非お願いしたいと思います。以上です。

寺田部会長

ありがとうございます。今のご意見の部分は、淀川部会とりまとめのところでは十分参考

にして頂きたいと思います。

傍聴者(岸)

神戸市から来た岸です。

私はよく川に行ったりするのですが、やはり水はきれいな方がよいですし水量も多い方がよいですから、ダムとかは正直言って撤去して欲しいというか、そう思っているのです。これからは流域委員会でもダムの撤去とか、そういったことも検討して欲しいのです。今日初めてこの淀川委員会に来ましたから、今までのことはあまりわからないのですが、そういう意見です。

寺田部会長

はい、ありがとうございました。他にありますか。

ないようですので、一応今日予定の審議等は全部終わりました。最初に申しあげましたように、今日は淀川部会の最後の部会です。もちろん流域委員会の検討は、10月29日の委員会の後にも残るものがあると思いますから、何らかの形で委員会の作業なり検討が残るかと思いますが、基礎原案に対する淀川部会の意見とりまとめのための作業としては最後の部会ということで、最後に、今日傍聴頂いた皆さまにお礼を申し上げたいと思いまね。

淀川水系流域委員会が発足しましてから、ちょうどもう2年9カ月なのです。委員会とか部会で審議した回数を全部合わせますと250回を超えました。日本では、こういう1つの行政計画の策定過程で、これだけの長い時間、また委員の大変な負担のもとでありますけれども、議論を行ったということは前代未聞だと思います。それを支えて頂いたのはやはり、広く多くの方からの意見をたくさんお寄せ頂きました。それから、毎回いつもたくさんの方に傍聴して頂いて、時にはこの委員会の委員に対して不十分なところを叱咤激励もして頂きました。そういうものがやはり励みになって委員の皆さまがこれだけの長い時間、熱心にやってこられたのではないかと思います。そういう点でお礼を申し上げたいと思いますし、今後もこの部会のみならず、もちろん委員会も、是非今後もフォローして頂いて、十分に關心を持って頂いて、そしてまたご意見をお寄せ頂きたいと思います。

それから委員の皆さまには本当に長い間お世話になりました。私の方がいろいろ無理を皆さまに申し上げて、随分たくさんの方の時間を短時間で作業をやって頂いてご苦労をおかけしたのですけれども、何とかやってこられたと思います。淀川部会が、いわば淀川水系流域委員会の全体の中でリードオフマン、他を引っ張っていくという役目を果たした

のではないかと思います。それはもう、今日も全員が出席していることから感じます。これは何も、皆さまに出勤命令をかけたわけでもないですし、皆さまの熱意がやはりあらわれていたと思います。ありがとうございました。今後もまだ検討作業が続くと思いますが、どうかよろしく願います。それでは、庶務へお返しします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、審議は以上ということで、あとの作業については、後ほど庶務の方からご連絡を差し上げたいと思います。

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会の第23回淀川部会、恐らく最終部会となるかと思いますが、終了させて頂きたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。